

令和6年第2回

美浜町議会定例会会議録

令和6年6月3日から

会 期

19日間

令和6年6月21日まで

美浜町議会事務局 調製

令和6年第2回美浜町議会定例会会議録(第1日)

招集年月日	令和6年6月3日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和6年6月3日 午前10時10分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 本間 博美			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	住民環境課長	川尻 宏和
	副町長	西村 正樹	健康福祉課長	山本 英子
	教育長	加藤 浩	観光誘客課長	渡辺 強
	総務課長	丸木 大助	産業政策課長	武田 喜孝
	こども未来課長兼 こども政策統括幹	伊藤 善幸	土木建築課長	今井 健二
	防災・技術統括幹	山田 将之	上下水道課長	瀬戸 慎一
	まちづくり推進 課長	片山真一郎	教育総務課長	西野 文隆
	エネルギー政 策課長	上野 和行	生涯学習推進課長	馬野 さおり
	会計管理者兼 税務課長	浜野 有美		

令和6年第2回美浜町議会定例会会議録(第1日)

町長提出議案 の 題 目	[議案]			
	○ 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について)			
	○ 専決処分の承認を求めることについて(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)			
	○ 専決処分の承認を求めることについて(美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について)			
	○ 令和6年度美浜町一般会計補正予算(第1号)			
	○ 令和6年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)			
	○ 令和6年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算(第1号)			
	○ 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算(第1号)			
	○ 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について			
	○ 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について			
議員提出議案 の 題 目	○ 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について			
	○ 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について			
	○ 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について			
	○ 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定について			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	6番	梅津 隆久 議員	7番	河本 猛 議員

令和6年第2回美浜町議会定例会議事日程(第1日)

開議日時 令和6年6月3日 午前10時
開議場所 美浜町議会 議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

報告第 2 号 令和5年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 3 号 令和5年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第 4 号 令和5年度美浜町集落排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 5 号 令和5年度美浜町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

報告第 6 号 令和5年度美浜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 7 号 令和5年度美浜町住宅団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 5 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 6 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 7 議案第39号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第40号 令和6年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第41号 令和6年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 10 議案第42号 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第 1 1 議案第 4 3 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 4 4 号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 4 5 号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 4 6 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 4 7 号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 4 8 号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定について

議	長	本日は、全員出席されております。 定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 (開会宣言 午前 10 : 10)
議	長	本日、議場内におきましては、新システムによる会議となりますので、機械オペレーターを待機させておりますので、御了承をお願いいたします。 ただいまより、令和 6 年第 2 回美浜町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。 職務執行のため、議会事務局長を出席させております。 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求めました。 これより、議事に入ります。 本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりと定めます。 日程第 1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 125 条の規定により、議長において指名いたします。 6 番 梅津隆久君 7 番 河本 猛君 の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から 6 月 21 日までの 19 日間といたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	御異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 21 日までの 19 日間とすることに決定いたしました。 日程第 3 諸般の報告をいたします。 報告第 2 号 令和 5 年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第 3 号 令和 5 年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第 4 号 令和 5 年度美浜町集落排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第 5 号 令和 5 年度美浜町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書

の報告について、報告第6号 令和5年度美浜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第7号 令和5年度美浜町住宅団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、諸般の報告を総務課長に求めます。

総務課長。

総務課長

それでは、諸般の報告を行います。

報告第2号 令和5年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

別紙。

令和5年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

報告につきましては、款項事業名等翌年度繰越額を順に読み上げ、金額、財源内訳につきましては、読み上げを省略させていただきます。

2 総務費、1 総務管理費、庁舎改修事業 2 億 2,718 万 2,642 円、2 総務費、1 総務管理費、エネルギー環境教育体験館運営事業 2,013 万 5,000 円、2 総務費、1 総務管理費、公共交通運行事業 120 万円、2 総務費、3 戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業 1,455 万 3,000 円、3 民生費、1 社会福祉費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業 2,173 万 4,000 円、4 衛生費、2 清掃費、廃棄物処理広域化事業 3 億 7,706 万 9,000 円、6 農林水産業費、1 農業費、地域担い手づくり整備事業、担い手確保経営強化支援事業 3,000 万円、6 農林水産業費、2 農地費、中山間地域総合整備事業（一般型） 2,858 万 2,000 円、8 土木費、2 道路橋梁費、町道久々子・金山線道路改良事業 4,237 万 1,000 円、8 土木費、2 道路橋梁費、案内標識整備事業 228 万 8,000 円、9 消防費、1 消防費、河川水位計設置事業 793 万 1,000 円、9 消防費、1 消防費、防災セット配布事業 6,907 万 2,000 円、10 教育費、3 中学校費、学校プール管理事業 995 万 5,000 円、10 教育費、5 社会教育費、生涯学習センター管理事業、10 教育費、6 保健体育費、ボート関係施設等管理運営事業 740 万円、合計 8 億 5,

9 4 7 万 2 , 6 4 2 円。

令和 6 年 6 月 3 日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

次に、報告第 3 号 令和 5 年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

別紙。

令和 5 年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書
款 3 民生費、項 1 社会福祉費。

事業名、社会保健福祉センター管理運営事業。

翌年度繰越額 6 6 2 万 6 , 9 6 5 円。

説明。

保健福祉センターの高圧受電設備取替え部品等の納期遅延により、工事が実施できなくなったため、その他の部分につきましては、記載のとおりです。

令和 6 年 6 月 3 日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

次に、報告第 4 号 令和 5 年度美浜町集落排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

別紙。

令和 5 年度美浜町集落排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

款 1 集落排水処理事業費、項 2 集落排水処理施設建設費。

事業名、地方創生污水处理施設整備交付金事業。

翌年度繰越額 4 , 8 0 0 万円。

財源内訳については、記載のとおりです。

令和 6 年 6 月 3 日提出。美浜町長 戸嶋秀樹。

次に、報告第 5 号 令和 5 年度美浜町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

別紙。

令和５年度美浜町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書。

款１公共下水道事業費、項公共下水道建設費。

事業名、社会資本整備総合交付金事業（防災安全）

翌年度、通次繰越額６，２００万円。

財源内訳等につきましては、記載のとおりです。

令和６年６月３日提出。美浜町長 戸嶋秀樹。

次に、報告第６号 令和５年度美浜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

別紙。

令和５年度美浜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

款１公共下水道事業費、項２公共下水道建設費。

事業名、社会資本整備総合交付金事業（防災安全）。

翌年度繰越額１億２，２２０万円。

１公共下水道事業費、２公共下水道建設費、地方創生汚水処理事業施設整備交付金事業３，１９０万円、合計１億５，４１０万円。

その他の部分については、読み上げを省略させていただきます。

令和６年６月３日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

次に、報告第７号 令和５年度美浜町住宅団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

別紙。

令和５年度美浜町住宅団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

款１住宅団地事業費、項１住宅団地整備費。

事業名、住宅団地整備事業。

翌年度繰越額２，６６４万６，１９０円。

財源内訳等につきましては、記載のとおりです。

令和６年６月３日提出。美浜町長 戸嶋秀樹。

以上でございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議案を上程いたします。

議 長

日程第４ 議案第３６号 専決処分の承認を求めることについて
（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）から、日程
第１６ 議案第４８号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例
を廃止する条例の制定についてまでの１３議案を、一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 令和６年第２回美浜町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、
お忙しい中、お繰り合わせ御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、町政諸般の御報告を申し述べますとともに、今回御提案
いたします議案等の概要について御説明申し上げます。

初めに、本年春の叙勲におきまして、金田英男氏が長年にわたる
消防業務の功績が高く評価され、瑞宝双光章を。また、田邊義郎氏
が長年にわたるローイング競技の向上と普及拡大の功績が高く評価
され、旭日単光章を受章されました。この栄誉を心からお祝い申し
上げますとともに、これまでの御功績に対し、深甚なる敬意と感謝
を申し上げ、一層の御活躍を御祈念する次第であります。

次に、北陸新幹線敦賀開業にかかる観光入り込み状況等について
申し上げます。

３月１６日に、長年の悲願、北陸新幹線敦賀開業が実現し、川畑
議長とともに、敦賀駅や福井駅で開催された開業式典に出席をさせ
ていただきました。

当日は、町の望んでいた多くの県民や関係者の皆様と喜びを分か
ち合うとともに、新幹線時代の幕開けを迎え、地域づくりに向けて、
決意を新たにしたところであります。開業から２か月余りが経過し
たわけですが、県内はもとより、敦賀を中心に、三方五湖一帯はテ
レビや雑誌、ＳＮＳで取り上げられることが多く、注目のエリアと
して多くの観光客が訪れています。

本町における３月から５月までのレインボーラインや道の駅はま
びより等への観光入り込み数は、昨年同時期と比べ５７％増の約３
０万５，０００人、また、ホテルや民宿等への宿泊者数は１３％増
の約１万人となっており、町の優先施策として進めてきた新幹線開

業を見据えた施策や地元関係者の皆さんの努力の成果と考えています。

しかしながら、観光客の動向は、施設や時期、曜日により濃淡があり、効果も限定的であること、経済効果の高い飲食や宿泊をいかに確保するかなど、課題も見えてきています。

そのため、町では、観光専門事業者による所要の調査を進め、詳細な分析による実情に即した対応策を適時講じることで、開業効果を持続的かつ、あまねく享受できるよう努めてまいります。

次に、人口減少対策について申し上げます。

昨年１２月に、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の地域別将来推計人口に基づき、人口戦略会議が、地方自治体の持続可能性について分析した結果が、この４月に公表されました。

それによりますと、美浜町は１０年前に示された消滅の可能性がある自治体から脱却したと分析されています。

これは、本町が人口減少対策を優先施策の一つと位置づけ、子育て支援や教育環境の充実、産業振興や雇用対策、若者の定住化促進やにぎわいの創出など、所要の施策に鋭意取り組んできた結果であると受け止めています。

しかしながら、分析の根拠となる２０代、３０代の女性の転出も多く、人口減少が進んでいることから、今後とも、第２期美浜創生総合戦略に基づき、社会情勢や地域課題を把握分析しながら機動的に人口減少対策を進めていく所存であります。

次に、原子力政策について申し上げます。

先般、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会が開催され、次期エネルギー基本計画の見直しに向けた議論が始まりました。

この見直しに際し、GX推進戦略や原子力基本法など、GX脱炭素電源法で示された原子力活用の方針や国の責務を踏まえ、原子力の将来像を明確にするとともに、国の責務による立地地域の振興や安全・安心の最大限の確保について、しっかりと反映していただくよう、国へ強く働きかけてまいります。

また、能登半島地震の惨状を目の当たりにして、避難道路の多重化・強靱化の重要性を、改めて痛感させられました。

リスクを受け止め、国策に協力している立地地域の安全・安心の

確保は、国の重要な責務であり、かねてより切望してきた新庄高島間の道路整備や発電所に至る県道の電柱地中化などの早期実現に向けて、議会とともに強く要請していく所存であります。

次に、第36回美浜・五木ひろしふるさとマラソンについて申し上げます。

今回も、多くの皆様の御理解と御協力の下、県内外から1,721人の皆さんの御参加をいただき、本大会を成功裏に開催することができました。

改めて、五木ひろしさんはじめ、関係各位の御尽力のたまものと心から感謝を申し上げるとともに、来年は、ぜひとも五木さんに御参加いただき、より充実した大会となるよう、準備を進めてまいります。

さて、美浜のまちづくりの方向性と将来像は、「みんなで創り絆ぎ 集う 美し美浜」であり、その源泉は「地域愛」であります。

こうした方向性に沿って、町内の様々な地域や団体による協働のまちづくりが始動しています。

はじめに、「みんなで取り組む環境保全・美化活動」について申し上げます。すみません。ちょっと水を頂きます。失礼しました。

町が誇る美しい海浜の環境保全活動、美しい浜プロジェクトは、4年目を迎えましたが、今年は、第一弾として4月に水晶浜で実施いたしました。当日は、参加いただいた町民や議員各位、地元企業、応援クルーなど、約200人の皆さんの精力的な活動により、漂着ごみが散乱する砂浜が、見違えるほど美しい浜に蘇りました。御協力いただきました皆様方に、厚く御礼を申し上げます。

引き続き、第二弾として、今週日曜日に、クリーン・ザ・シー・キャンペーンを、久々子海岸で、第三弾として、7月に「スポGOMI甲子園」を、松原海岸で開催することとしています。

こうした活動のほか、三方五湖をはじめとする町の美しい自然景観の保全や、おもてなし環境の醸成に向けて、環境美化活動を進めてまいりますので、町民の皆様はじめ、関係者の皆様の御理解と御協力、御参加をお願い申し上げます。

次に、みんなでつくる憩いの芝生広場について申し上げます。

本年3月に、総合運動公園と北西郷公民館グラウンドにおいて、

憩いの広場をみんなでつくることを目的として、多くの町民の皆さんの参加をいただき、芝生内の植付け作業を行いました。

ここは、汗をかかれた皆さんの思い入れ深い広場になると考えており、緑の芝生が広がる秋頃には、子供からお年寄りまで、多くの方々が集い、笑顔あふれる憩いの広場として、スポーツやレクリエーションに御利用いただけたと思います。

改めて、御理解と御協力、御参加をいただいた皆さんに、御礼を申し上げます。

次に、地域愛あふれる活動について申し上げます。

はじめに、長年にわたり、山東地区で子供たちに本の読み聞かせ活動が続けてこられた「めめたんごの会」が、この4月に子供の読書活動優秀実践団体に選ばれ、文部科学大臣表彰を受賞されました。

地域の子供たちに対する愛情あふれる活動に、敬意を表するとともに、心より感謝を申し上げる次第であります。

さて、今年の春は、町内各地で伝統行事や手作りの集落イベントが開催され、町はにぎわいと活気にあふれました。悠久の昔から受け継がれてきた王の舞や獅子舞、子供歌舞伎などの祭礼神事は、コロナ禍を経て、5年ぶりに従来の規模に復活し、奉納されました。

こうした伝統行事は、人と人とのつながりや地域の誇り、愛着、地域愛を醸成するよりどころでもあり、時代の流れを受け止め、次世代に着実に継承しなければならないと考えています。

また、集落では、菅浜わくわく協働体の食堂や活発な地域活動、佐柿区の有志団体が主催する「2024国吉城まつり」が盛大に開催されたほか、「太田enjoy農楽舎」は、そばの栽培と地域づくりが評価され、「全国そば優良生産表彰」、日本蕎麦協会会長賞を受賞されました。

いずれも、集落固有の魅力を生かした企画、工夫を凝らした活動であり、地域住民の強い結束力と地域を思う熱い気持ちと地域愛に感銘を受けました。

コロナ禍による数年間の空白期により、全国的に伝統行事や地域活動の衰退が懸念される中で、町内で伝統行事の復活や地域活動が活性化することは、とても意義深く、持続可能な集落づくりという課題に、行政はしっかりと向き合っていく必要があると考えていま

す。

次に、「地域力が育む防災力」について申し上げます。

災害が頻発する中、全国的に消防団員が減少するなど、地域防災体制の維持が大きな課題となっていますが、美浜消防団は、団員確保や地域防災力の向上に取り組む活動が高く評価され、この３月に、総務省の消防団地域貢献表彰を受賞いたしました。

また、美の野区は全国でも稀となる新設自治区での消防団の結成と活動が評価され、３月に日本損害保険協会から小型動力ポンプ付軽積載車が寄贈されました。

郷市区自主防災会では、他の自治体の範となる優れた地域活動として評価され、このほど、「福井県自治会活動功労表彰」の受賞が決定したところであります。心よりお祝いを申し上げますとともに、地域を愛し、地域を守る志の高さに、改めて敬意を表するものであり、誇りに思うところであります。

これからも地域防災の要、また模範として、一層の活躍を期待するところであり、町といたしましても、集落や自主防災組織と消防団体等とともに、地域防災力の強化に努めてまいります。

次に、災害の教訓を踏まえた防災対策の充実・強化について申し上げます。

町では、能登半島地震の教訓を踏まえ、防災計画や津波ハザードマップ、減災マップ等の見直しを図り、住民目線による防災・減災対策の充実強化に努めてまいります。

また、この４月に、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を、廃棄物処理大手の大栄環境株式会社と締結し、大規模災害時の廃棄物を円滑に処理することで、迅速な復旧・復興にする体制を強化したところであります。

次に、にぎわいゾーンにおける交流と未来を担う人づくりについて申し上げます。

この３月に、美浜ライオンズクラブから、にぎわいゾーンの一角、美浜駅前に、「M I H A M A」のモニュメントを寄贈いただきました。町の魅力アップと誘客に大きな役割を果たすとともに、その裏面、「A M A H I M」は、「私たちの愛する家、美浜町」を意味しており、まちづくりのシンボルとして、大きな存在感と意義を感じて

います。

改めて、本団体への奉仕活動や御厚志に、心より御礼を申し上げます。

次に、にぎわいゾーンの核、道の駅「はまびより」は、昨年6月2日にオープンし、1年が経過したわけですが、来場者は45万人を超え、にぎわいの創出に大きな役割を担う施設となっています。

昨日までの2日間、美浜の食をPRする開業1周年記念イベントが開催され、へしこや地酒をはじめとした美浜の「おいしい」を集めた試食・販売が行われるなど、多くの来場者でにぎわいました。

引き続き、この施設が人と人との交流拠点となり、美浜の「人・食・見どころ」といった「美し美浜」を堪能できる拠点として、利活用が進むよう、関係者と連携しながら取り組んでまいります。

4月から、なびあす内の「なびカフェ」において、美方高校生による平日ランチと休日カフェを開始しています。これは、調理師免許の取得を目指す生徒たちの調理メニューや接客などを学ぶ実践の場として提供するもので、今後は、一般を対象にカフェなど、起業を目指すチャレンジの場にできるよう、準備を進めてまいります。

また、主に中高生を対象に、美浜町出身者や縁のある方を講師に招いて、「シナプス先輩大学」を開校します。

講師の成功体験や、外から見た美浜のよさを知る機会を提供することで、子供たちの将来の選択肢や可能性を広げるとともに、地元への誇りと愛着心など、地域愛の醸成につなげてまいります。

このほか、にぎわいゾーンの一角、幅広い世代や町内外の人と人とを結ぶ交流の拠点として、にぎわい交流センターを整備、来春のオープンを予定しており、学びによる新たなにぎわい創出を、町の未来を担う人づくりの環境を整備してまいります。

また、この10月に、にぎわいゾーンにおいて、地域住民や若者世代が企画運営する「はまなびフェスタ2024」を開催します。

今年は、町制70周年と北陸新幹線開業の記念事業として、全国規模の鯖サミットを誘致、はまなびフェスタとの同時開催による相乗効果により、町内外から多くの集客を図り、広く美浜町をPR、交流人口の拡大とにぎわいの創出に努めてまいります。

次に、「山口良治杯少年ラグビー大会」について申し上げます。

8月25日に、町の総合運動公園で、関西地方を中心とする小学生32チームが集い、山口良治杯少年ラグビー大会が開催されます。

本大会は、県内外から保護者含め、1,000人規模の入り込みがあることから、少年ラグビーのさらなる普及発展はもとより、町の魅力を存分に堪能できる、「おもてなし」の提供による美浜のファン獲得と交流人口の持続的な活動につなげていきたいと考えています。

さて、本日御提案いたしました各議案につきまして、その概要と提案理由を御説明申し上げます。ちょっと失礼します。

議案第36号及び37号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、3月30日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、美浜町税条例及び美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月30日に専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第38号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法律の一部を改正する法律等が、5月27日に施行されることに伴い、同条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、5月20日に専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第36号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ14億5,976万3,000円を追加し、予算総額を91億4,418万3,000円とするものであります。

今回の補正予算の内容といたしましては、町振興計画の将来像「みんなで 創り 絆ぎ 集う 美し美浜」の実現に向けた予算として、優先施策を中心に、事業実施の効果が高い政策的事業予算を計上し、まちづくりを機動的に進めていくものであります。

併せて、当初予算編成時以降に、採択を受けた国・県の補助事業や計画的あるいは緊急性を要する公共施設や道路等の維持補修費など、現時点において措置する必要がある、事務事業を厳選し、追加

計上いたしました。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、総務費では、第2期役場庁舎改修事業や庁内DX推進に係る経費また幅広い世代等の交流拠点となるにぎわい交流センターの整備事業などで7億8,675万1,000円を計上いたしました。

民生費では、「はあとぴあ」の照明LED化に係る経費のほか、非課税世帯等の負担軽減を図るための経費、敬老会の開催経費などで5,434万9,000円を計上いたしました。

衛生費では、高齢者の新型コロナウイルスワクチンの接種助成費用などで3,031万1,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、農業用排水路等機能改善対策経費のほか、林道の保全経費、町管理漁港施設の維持管理経費などで1億4,403万円を計上いたしました。

商工費では、美浜町レイクセンターの運営経費などで3,929万1,000円を計上いたしました。

土木費では、町道駅前線第二工区の用地買収及び物件補償に係る経費のほか、町道の改良維持補修経費などで2億7,001万5,000円を計上いたしました。

消防費では、地域防災計画及び津波ハザードマップ見直し業務にかかる経費などで1,819万7,000円を計上いたしました。

教育費では、なびあすの照明LED化に係る経費のほか、美浜西小学校グラウンドの整備経費などで1億1,658万9,000円を計上いたしました。

以上が、一般会計補正予算の歳出予算の主なものでありますが、これに見合う主な財源といたしまして、町税で4億738万4,000円、国・県支出金で5億1,176万1,000円、基金繰入金で5億3,665万5,000円などを充当し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、各特別会計の補正予算であります。議案第40号 令和6年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、被保険者証の廃止に伴うシステム改修経費として、歳入歳出それぞれ111万5,000円を追加し、予算総額を11億7,222万1,000円とするものであります。

議案第４１号 令和６年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、美浜西小学校前住宅分譲地の整備に伴い、歳入歳出それぞれ６４万２，０００円を追加し、予算総額を２，６４８万４，０００円とするものであります。

議案第４２号 令和６年度美浜町下水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、集落排水処理施設の改修経費等で３，４３９万４，０００円を追加し、予算総額を１５億５４９万５，０００円とするものであります。

議案第４３号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の適正な処遇の確保をするため、国家公務員等の給与制度を踏まえ、一般職の職員の給与の見直しを行いたく、本案を提出した次第であります。

議案第４４号から議案第４７号までの４議案につきましては、介護保険事業における指定居宅介護支援等の事業及び指定介護予防支援等の事業並びに指定地域密着型サービス等の事業に関する基準等が一部改正されたことに伴い、それぞれの関係規定等を整備したく提出した次第であります。

議案第４８号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定につきましては、当該事業基金の処分に伴い、関係条例を廃止したく本案を提出した次第であります。

以上、御提案いたしました議案について、それぞれ概要を御説明申し上げましたが、不備な点等につきましては、その都度、私または関係者から御説明申し上げますので、何とぞ慎重御審議の上、妥当な御決議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶と提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第３９条第２項の規定によって、議案表題部分についてのみとし、ほかは省略したいと思います。

御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

御異議なしと認めます。

説明は議案表題部分についてのみ、お願いいたします。

総務課長。

総務課長

それでは、議案表題分の朗読をもって、議案の説明に代えさせていただきます。

議案第３６号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）。

議案第３７号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。

議案第３８号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）。

議案第３９号 令和６年度美浜町一般会計補正予算（第１号）。

議案第４０号 令和６年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。

議案第４１号 令和６年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第１号）。

議案第４２号 令和６年度美浜町下水道事業会計補正予算（第１号）。

議案第４３号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第４４号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第４５号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第４６号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第４７号 美浜町指定地域密着型介護サービス事業の介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護

予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第４８号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定について。

令和６年６月３日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議長 以上で、各議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで、ただいま上程いたしました各議案を、全員協議会での協議または、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。お諮りします。

日程第７ 議案第３９号 令和６年度美浜町一般会計補正予算（第１号）。日程第８ 議案第４０号 令和６年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。日程第９ 議案第４１号 令和６年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第１号）。日程第１０ 議案第４２号 令和６年度美浜町下水道事業会計補正予算（第１号）、以上４議案は、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第３９号から議案第４２号までは、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第４ 議案第３６号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）、日程第５ 議案第３７号 専決書処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、日程第６ 議案第３８号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を

改正する条例の制定について)、日程第 1 1 議案第 4 3 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 4 議案は、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第 3 6 号から議案第 3 8 号及び議案第 4 3 号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第 1 2 議案第 4 4 号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 3 議案第 4 5 号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 4 議案第 4 6 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 5 議案第 4 7 号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 6 議案第 4 8 号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定について、以上 5 議案は、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 4 号から議案第 4 8 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

各委員会におかれましては、よろしく御審議をお願いいたします。

これより休憩し、別室において全員協議会を開会いたしまして、ただいま上程いたしました議案のうち、予算決算常任委員会に付託する議案以外の 9 議案について、理事者から詳細説明を受けたいと

思います。

これより、休憩いたします。

現在、１０時５８分ですが、１１時５分から開会したいと思いますので、よろしくお願いします。

（散会宣言 午前１０：５８）

令和6年第2回美浜町議会定例会会議録(第2日)

招集年月日	令和6年6月5日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和6年6月5日 午前10時10分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 本間 博美			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	住民環境課長	川尻 宏和
	副 町 長	西村 正樹	健康福祉課長	山本 英子
	教育長	加藤 浩	観光誘客課長	渡辺 強
	総務課長	丸木 大助	産業政策課長	武田 喜孝
	こども未来課長兼 こども政策統括幹	伊藤 善幸	土木建築課長	今井 健二
	防災・技術統括幹	山田 将之	上下水道課長	瀬戸 慎一
	まちづくり推進 課長	片山真一郎	教育総務課長	西野 文隆
	エネルギー政 策課長	上野 和行	生涯学習推進課長	馬野 さおり
	会計管理者兼 税務課長	浜野 有美		
町長提出議案 の 題 目				
議員提出議案 の 題 目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	6番	梅津 隆久 議員	7番	河本 猛 議員

令和6年第2回美浜町議会定例会議事日程(第2日)

開議日時 令和6年6月5日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

議 長

本日は、全員出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:00)

議 長

本日、議場内におきましては、新システムによる会議となりますので、議会オペレーターを待機させておりますので御了承をお願いいたします。

ただいまより、令和6年第2回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

6番 梅津隆久君

7番 河本 猛君

の両君を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。

発言者各位におかれましては、通告外の質問や質問回数など規程に反する質問は厳に慎んでいただくようお願いいたします。

それでは、順次、発言を許します。

7番、河本 猛議員の一般質問を許します。

河本議員。

7番

おはようございます。美浜町福祉支援センター「あいぱる」について質問していきます。美浜町福祉支援センター「あいぱる」は、発達の支援が必要な児童などに対し、専門的な相談、指導及び療育を行い、その心身の発達を総合的に支援するとともに、地域における障害者の福祉の向上を図ることを目的に、美浜町が設置した施設であり、特定非営利活動法人ヤングオールドほのぼの家族いまいが指定管理者として運営していますと

議 長
こども政策統括幹

ホームページに記載があります。発達の気がかりな子供を対象にした発達支援と介護を必要とする障害児や障害者に対して、日常生活における支援、介護などを行う生活支援を受けることができますが、それぞれの利用実績について伺います。

こども政策統括幹。

それでは、今、ご質問いただいております、美浜町福祉支援センター「あいばる」ですけれども、平成27年8月に開所いたしまして、県の指定を受けた放課後等デイサービス事業や児童発達支援事業、また保育所等訪問事業を行う発達支援と生活介護事業、短期入所事業、日中一時事業を行う生活介護を運営しております。

利用状況ですけれども、開所当時に比べまして、町民への周知とともに、年間の利用者数は増加しておりまして、町内対象児童の約9割があいばるを利用しております。

近年の利用人数を申し上げますと、発達支援の実利用人数は利用者数でございますけれども、年間33人前後、また延べ人数でございますけれども、近年では1,600人から2,000人で推移してございます。また、生活介護につきましても、実利用人数は年間15人前後ということで、延べ2,500人から3,000人で推移してございます。以上でございます。

議 長
7 番

河本議員。

発達支援については、12月29日から1月3日、国民の祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から夕方の17時までのサービスの提供を受けることができますが、言語聴覚士や作業療法士などの専門のスタッフによる支援は毎日受けられるのかどうか伺います。

議 長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

まず、あいばるでは、言語聴覚士や作業療法士を常勤で配置していないということから、個別療育については、曜日や時間を決めた支援の提供となっております、毎日の支援は受けられないという状況になってございます。

議 長
7 番

河本議員。

設定された日にちがあって、やはり予約を取らないと、なか

なか専門的なスタッフによる支援は受けられないということですね。子供の発達に気がかりな点が見つかった場合に、例えば、午前中は毎日、一定の時間帯に発達支援を受けて、午後からは保育園に行くというようなことは、これは可能なんでしょうか、伺います。

議長

こども政策統括幹。

こども政策統括幹

議員ご指摘のとおり、近年、午前中は事業所に通い、午後から保育園に通園できるといったサービスを提供する事業所ができております。先に述べましたとおり、あいばるについては、日時を指定した1時間から1時間半の療育となつてございます。

現在、あいばるにおいても作業療法士など専門スタッフから指示を受けた保育士等が、療育を行う回数を増やしていくことも検討しておりまして、今後、利用日数、また利用時間など柔軟に対応できる体制に向けて、今現在準備を整えているところでございます。

議長

河本議員。

7 番

まだまだ準備期間ということで、町民がやはり時間帯をしっかりと決めたときに、やっぱり両方、療育も受けながら、保育園にも通えるようなシステムが早く整うことを願っております。そのために一日も早く、そういった状況を実現していただきたいと思います。

発達を支援するアプローチの総称といたしまして、療育という言葉が使われますけれども、療育というのは、集団療育と個別療育に分かれます。集団療育はグループでの活動を通じて、集団でのルールやソーシャルスキルを獲得することが狙いでありまして、グループ内で行動する力や、他児との関わり、感情のコントロールなど、保育園や学校など集団生活に欠かせない社会性やコミュニケーション力を養うことを目指します。

個別療育は、スタッフと一対一で行う療育で、細かな評価に基づき、苦手な部分の底上げや得意な部分を伸ばす取組を行うので力を伸ばしやすい。また苦手なプログラムにもレベル感を合わせて取り組め、成功体験を積みやすいといったメリットがあります。

議 長
こども政策統括幹

集団療育と個別療育、それぞれにメリット・デメリットがありますが、あいぱるではどのような取組を行っているのか、伺います。

こども政策統括幹。

あいぱるでは、集団療育、個別療育のそれぞれの効果を踏まえまして、児童に応じた多様な療育が受けられる体制を整えております。具体的に申し上げますと、集団療育では、作業療法士などの専門スタッフによる各種、各年齢層に応じた支援や受給者証の有無にかかわらず誰でも参加可能な療育を行っております。また、個別療育では言語療法、作業療法を取り入れた月4回ですけれども、そういった療育を実施しておりますし、また、このほか受給者証の有無に限らず、専門職による子育て相談にも応じております。以上でございます。

議 長
7 番

河本議員。

子供の発達支援については、発達障害の重いものから落ち着きがないとか、忘れ物が多いなど軽いもの、またグレーゾーンと呼ばれる子供が増えています。「あいぱる」では、一人一人の発達、成長に合わせて適切にサポートしていけるプランや計画をつくれる環境は整っているのでしょうか、伺います。

議 長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

町では、子供の発達支援を行う際に、複数の専門職の視点も取り入れながら一人一人の発達をしっかりと評価しまして、個別の支援計画を作成してございます。また、その一環として、子供たちの成長とともに継続した支援が行えるよう、子ども・子育てサポートセンターが中心となりまして、各支援機関で構成します「発達支援連絡会」を設置し、成長に応じた効果的な支援対策の構築に努めているところでございます。

議 長
7 番

河本議員。

相談支援員については、あいぱるで相談支援員さんを雇っているとか、そういった実態というものはあるのでしょうか。

議 長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

相談支援、計画を策定する方かと思います。これにつきましては、外部の方をお願いしているということでございます。

議 長	河本議員。
7 番	去年は、美浜町内で相談支援員さんがいないということだったんですけれども、今年度に関してはどのようなになってますか。
議 長	こども政策統括幹。
こども政策統括幹	今年度につきましては、4月から新たに先ほど申し上げたほっとハウスいまいさんの方でそういった事業を展開することになりましたので、あいばるの方で1名確保してございます。
議 長	河本議員。
7 番	また、あいばるでは、放課後等デイサービスにも取り組んでおります。授業終了後、または学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練を個別支援計画の下で継続的に提供することにより、学校と連携しながら、利用者の自立を促進し、同時に放課後などの居場所づくりを行います。というふうにしておりますが、利用者数はどうなっているのでしょうか。利用者の希望に沿える体制になっているのか。またはその優先順位などで利用を断るケースが発生していないかどうか伺います。
議 長	こども政策統括幹。
こども政策統括幹	通常、放課後等デイサービス事業は、1日の利用定員が10人となってございます。利用時間は17時までとなっておりますが、現在、平均4～5人で、概ね希望どおりの利用ができておりまして、定員を理由に断るケースは生じておりませんが、これまでに体調不良など児童の安全確保のため断ったケースについては、報告を受けてございます。
議 長	河本議員。
7 番	放課後等デイサービスでは、個別療育として、言語療法や作業療法を行う場合には、事前の予約が必要になります。というふうに書いてあります。放課後等デイサービスを利用するには、市区町村に「受給者証」を発行してもらう必要があります。受給者証の申請をするときに、「サービス等利用計画案」の提出を求められます。サービス等利用計画案とは、障害をもつ子どもを支援する計画案で、障害を持つ子どもへの支援方針や解決すべき課題などを見て、最も適切なサービスの組合せを検討し、計画案をつくるので、計画に基づけば、事前の予約は必要

議 長
こども政策統括幹

なくなると思うんですけれども、どうして事前の予約が必要になるのか伺います。

こども政策統括幹。

通常、個別療育は、サービス等利用計画の作成時に、保護者の意向を踏まえまして、また、あいぱるの空き状況を確認し、日時を決定しております。改めての予約は必要ありません。

しかし、その際に、保護者のスケジュール等の関係で日時を決定できない場合や、2か月以上先の予約については、改めての予約が必要となってございます。以前から一部の利用者については、改善の声をいただいておりますので、利便性の向上に向けて町としてもしっかりと指導していきたいと考えてございます。

議 長
7 番

河本議員。

利便性の向上に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

言語療法や作業療法の予約を行わない場合は、放課後等デイサービスではどのような療育を行っているのか、伺います。

議 長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

あいぱるが行います「放課後等デイサービス」では、「個別療育」を行う場合、作業療法士などの指示のもと、保育士等の専門スタッフが児童に応じた運動遊びや集団遊び、また創作、絵本、リズム活動など、様々な活動を取り入れながら、人との関わりを体験する療育を行っております。

議 長
7 番

河本議員。

様々なというのがあまりよく分からないんですけれども、具体的にはどういったことなんでしょうか。

議 長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

私も現場の視察をさせていただきました。そうしますと、何をしてるいかといいますと、保育士さんが作業療法士の指示のもと、視察させていただいたときには、ブランコであったり、平均台を使ってそういった遊びをしておられます。どういった目的かとお聞きしますと、それは、待つ時間を教えるためとか、あと安全に歩くためにどうしたらいいか、そういったことが療育につながるんだということで、そういった活動をされている

議長
7 番

ということを視察をして感じたところでございます。

河本議員。

療育というのが、もう、ただの体験みたいな感じになっていたり、遊び程度になっているのであれば、もうちょっと改善が必要かなと思うんですけれども、しっかりと目的を持って、取組を行っていただきたいと思いますし、療育のレベルも引き続きアップできるような指導体制をよろしくお願いしたいと思います。

さらに、あいばるでは、保育所等訪問支援も行っております。保育所等訪問支援という名称だけ見ると、専門知識を持った方が保育所を訪問して、専門的な知見から支援を行うものと思ってしまうのですが、保育所等訪問支援というのは、障害のある子どもが保育所や学校などで集団生活を送るための支援を行うサービスで、児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの一つです。保育所等訪問支援を利用できるのは、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している 18 歳までの児童になるので、高校生までが対象となります。訪問できる施設についても、保育所や幼稚園だけが対象のように思われますが、保育所等訪問支援では 18 歳までの児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたものを訪問することが可能でありまして、保護者の申請に基づいて、法的には保育所、幼稚園だけでなく、小学校、中学校、高校、特別支援学校、放課後児童クラブなどに児童指導員、保育士、作業療法士などのリハビリ職員とか、心理指導担当職員などが訪問支援員として訪問します。保育所等訪問支援事業所には、管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員の配置が最低限必要になりますが、あいばるで行っている保育所等訪問支援も、この児童福祉法に基づく内容の訪問支援なのかどうか伺います。

議長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

あいばるで現在行っております「保育所等訪問支援」につきましては、児童福祉法に基づく障害児通所サービスの一つでございまして、県の指定を受けて実施しております。

議長

河本議員。

7 番	これまで保護者が直接学校施設などに出向いて不満を述べましても、なかなか適切な対応ができなかったり、対策に結びつかなかったりしていたのが、保育所等訪問支援では、障がい児に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行うことで、子どもにとって最善の環境設定や関わり方など、保育所、学校施設などが自立的に考えていけるよう、共同支援、後方支援の立場で関わっていくので、保護者、子どもたち、学校施設などにとって保育所等訪問支援は重要な役割を担っていると考えます。行政は、訪問支援のメリットをどのように考えているのか、認識を伺います。
議 長 こども政策統括幹	こども政策統括幹。 まず、子どもたちは、家庭や保育園など過ごす人や場所によって様子が異なるため、その状態に応じた支援内容を確認できるという点で保育所等訪問支援は非常に重要な支援と考えております。 さらに、また一定の場所での子供の様子を見るだけではなく、子どもへの関わり方などの支援方法を共通認識した上で、例えば、あいぱるで行っている支援を保育園や家庭でも行えるよう指導を行うなど、支援をつなぐ役割もあると認識しております。 また、「保育所等訪問支援」により、保護者を含めた関係機関との情報共有が図られ、関係者同士が同じ方向を向いて支援を行っていくためにも大変重要なサービスであると考えております。
議 長 7 番	河本議員。 保育所等訪問支援は、社会基盤の底上げにもつながる事業なので、保護者の方には積極的に利用してもらいたいですし、行政側も制度を分かりやすく町民に周知して、利便性の向上に努めるべきだと思いますが、考えを伺います。
議 長 こども政策統括幹	こども政策統括幹。 発達支援でございますけれども、早期発見、早期療育が重要であると言われております。このため、町では乳幼児健診や保健師による保育士の訪問等において、気がかりなお子さんの早期発見に努めまして、保護者に対し、療育の必要性を丁寧に説

明し、早期の療育につなげております。

「保育所等訪問支援」をはじめとする発達支援のサービスについては、今後も、町のホームページやあいぱるが作成しますチラシ等での広報、また、町の子育て相談で制度の周知を行うとともに、サービスの利用向上につながるよう、あいぱるの支援体制や、受入れ体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

議 長
7 番

河本議員。

「あいぱる」については、発達の気かりな子どもを対象にした発達支援と介護を必要とする障がい児、障がい者に対して、日常生活における支援、介護などを行う生活支援を受けることができ、放課後デイサービスや保育所等訪問支援も行っておりまして、こういったことをみますと、センター的な機能を有していると思えるんですが、福井県のホームページから県の指定の児童発達支援センターや児童発達支援事業所の資料を見ると、美浜町の「あいぱる」は、県指定の児童発達支援センターではなくて、指定の児童発達事業所になっています。名称は、美浜町福祉支援センター「あいぱる」なのに、どうして県の資料ではセンターではなくて、事業所扱いなのか、行政の見解を伺います。

議 長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

現在、福祉支援センター「あいぱる」につきましては、町の条例により障がい児・者の心身の発達を支援する総合的な施設として位置づけておりまして、児童発達と生活支援の事業所として、県の指定を受けてございます。議員ご指摘のとおり、児童発達支援センターとしての機能や役割は十分に備えておりません。以上です。

議 長
7 番

河本議員。

取組は非常に広範でいいことをやっておられると思うんですが、今後、「あいぱる」が県指定のセンターに指定される可能性というのはあるのでしょうか。センターに指定されるには、どのような課題を乗り越える必要があるのか、考えを伺います。

議長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

児童発達支援センターは、児童福祉法に定められた児童福祉施設であり、地域の中核的な療育支援施設として、児童とその家族のための相談や療育など総合的な支援を行うと、そうした役割がございます。センターの指定については、国で人員や設備等の基準が明確に定められております。あいぱるが指定を受けるためには、基準となっている専門職の配置人数、また小児科医等の嘱託医の確保が難しいということと、また、町の人口規模、また対象児童数から見て、安定した運営を行っていくためには、課題が多くあるのではないかと考えてございます。

議長
7 番

河本議員。

「あいぱる」が事業所であれば、発達支援に関して、ほかの事業所にはない特徴的な支援を受けられる事業所になってもいいのかなと思いますし、現在、事業所でありながらセンター的な要素を詰め込み過ぎて、それぞれの取組が中途半端になっているようにも感じます。利用者の不満がくすぶっていたり、同業他社からは取組が平均以下に見られていたり、計画を組む相談支援員からは、「あいぱる」よりも敦賀市などの事業所を勧められ、積極的な「あいぱる」の利用を避けられている傾向にあるような事態は生じていないか、行政の認識を伺います。

議長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

現在、療育が必要な児童の中には、あいぱるの指導方法、受入れ体制等の理由で他の事業所に通う児童も一部おられ、そうした児童の利用が増えているということは確認をしております。そうした状況を踏まえ、あいぱるとともに、課題をしっかりと分析をさせていただきまして、サービス提供の在り方を含めた体制を見直し、支援の充実に努めていきたいと考えております。

また一方、あいぱるの強みである町と連携した様々な取組については、関係機関からも高い評価を得ておりますので、今後も療育体制を強化しながら、あいぱるの特色を生かした支援体制の構築に向けて、町としても連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

議長

河本議員。

7 番 児童発達支援や、放課後等デイサービスなどの療育の分野というのは、この5年、10年、「あいばる」を計画、建設した頃と比べても劇的に進歩しております。相談支援員などの専門家の方でも、法律や制度への対応、事業者の取組の把握など日々の勉強が重要で、気を抜くと最先端の取組からどんどん遅れていくと語っています。自治体でも市レベルでは、センター機能を有する公設の施設が当たり前のようには設置されておりまして、また、民間事業者も多くなっています。一方で、町村のような小規模自治体では、センター機能を有する施設はほとんどなく、民間事業者も少ないのが現状でありまして、この療育の分野では、市と町村自治体で大きな格差が生じています。センター的な役割を「あいばる」の施設に詰め込むには、人材の確保の観点やスペースなどの基準で難しいということですが、人口の少ない小規模自治体においては、利用者の個々に異なる療育プランに対応しきれませんし、美浜町の施設だけで療育を完結することはできません。センターや事業所ともに嶺南では、敦賀市や小浜市を核とした広域的な連携、また施設の利用が可能な環境が必要だと考えますけれども、行政の考えを伺います。

議 長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

近年、専門性や高度な療育を求める声も多く、あいばるにおいても専門性向上に向けた研修等に取り組み、日々の療育の充実に努めているところでございます。しかし、議員ご指摘のとおり、センター設置や十分なサービス量の確保には、人材確保の面など課題があり、利用者のニーズに応じた十分な対応が難しくなっております。このため、適切な支援を行うためには、センターをはじめ、近隣の事業所等が連携し、広域的な環境の中で資源を活用し、取り組んでいくことも一つあると考えております。

議 長
7 番

河本議員。

例えば、他市町の施設をお互い運用できるようなそういった話し合いを他市町と進めたりとかはしているのでしょうか。

議 長

こども政策統括幹。

こども政策統括幹

昨年度策定いたしました、障がい者、障がい児の福祉計画ですか、そこには圏域で1か所ということで、センターの設置がうたわれております。そういったこともございまして、近隣の市町のほうにはそういったことで協議というんですか、そういったことを開始しております。

議 長

河本議員。

7 番

実際のところ、他市町と話し合いを進めてもなかなか事業所とか、そのセンターの共有というか、そういったところを進めるには、その課題というのが多いんですか、どうなんでしょうか。

議 長

こども政策統括幹。

こども政策統括幹

現在、進めている状況でございます。その中で申されていますのは、やはり町のルールがありますので、ルール上、条例上にはそういった市民しか駄目だとか、そういったルールがしっかりと規定されていると、そういったこともクリアしていく必要があるのかな、ということでございます。広域的にやることにつきましては、それで条件がそろえばできないこともないかなという、そういったご回答はいただいております。

議 長

河本議員。

7 番

行政も事業者でも他市町との話し合いとか、事業者同士の連携とか、とても努力されていることは分かります。

しかし、この療育の分野、市と町の格差だけではなくて、福井県内では、嶺北、嶺南でも大きな格差がありまして、嶺北のほうで圧倒的に事業所や事業者の数が多くて、医療、福祉、介護、保育などを運営している事業者が多くこの療育の分野にも参入しています。発達支援の重度のものから軽度のものまで対応力がありまして、相談も気軽にできる環境があります。嶺北は、福井市だけでも指定の児童発達支援事業所が26事業所、指定放課後等デイサービス事業所は61事業所あります。嶺南の核となる敦賀市では、指定の児童発達支援事業所が5事業所、指定児童発達支援センターが1か所、指定放課後等デイサービス事業所は10事業所となっています。理想は、自治体の規模の大小にかかわらず自治体に1か所はセンター機能を有する療育施設があることが理想だと思います。しかし、町村のような

議 長
町 長

小規模自治体単独でセンター機能を有する療育施設を運営するには、先ほどからも言っております人材の確保、事業予算の面も含めて難しい面があるというのが現実であります。広域的な施設の利用が進まず自治体間の格差が拡大している背景には、小規模自治体への国や県の支援がまだまだ不足しているのが原因であると考えております。療育の分野において、市や町、また嶺北や嶺南の格差を縮めるには、町長も加盟している全国町村会のようなところで、療育の分野の自治体間格差について問題を提起して、全国の町村会で問題を共有して、国や県により一層の支援を求めていくべきだと考えますが、町長のお考えを伺います。

町長。

ただいま療育の分野等についての市町間格差、地域間格差をいかに縮めるかと、これについて国や県の支援を求めていくべきだというご質問がございましたけれども、これは、療育の分野にかかわらず、福祉、教育、医療等の分野において、高度なサービスを提供するためには、専門人材や場所等の確保がこれは必要となりますので、町が独自に持続的な運営を行っていくには、今ほどずっと申し上げておりますけれども、多くの課題がございます。そのため、特に本町のような小規模自治体では、これまでも様々な分野におきまして、近隣の市町と連携をし、広域的に取り組むことで効率的なサービスの提供に努めてきたところでございます。

今回ご質問のセンター設置の件につきまして、より身近なところでの拠点の整備が望まれるわけですが、専門職の確保や、持続的な運営面で多くの課題がございますので、町の障害児福祉計画では、圏域に1か所設置するという目標を掲げておりまして、今後も広域連携の視点を踏まえ、目標達成に向け、関係機関と協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

地域間格差の解消についての御指摘でございますけれども、療育の充実は安心して子育てができる環境を進める上で重要な施策であるというふうに考えてございます。まずは、あいぱる

の充実と併せ、近隣市町や関係機関との連携の中で、さらに効果的な取組を行いつつ、必要に応じて、国や県等に対して療育の充実に向けた支援を求めているというふうに考えています。

議長
7 番

河本議員。

療育の自治体間格差については、県や国にもっと小規模自治体の支援を行ってほしいと思いますし、嶺南地域では、例えば、二州地区のような範囲でセンター機能を持つ施設を広域的に利用できるような仕組みをつくってほしいですし、療育の分野は子育てに関連しているので、この分野でやっぱり自治体間格差が広がると町村のような小規模自治体から子育て世代の流出が増加するような要因にもなるので、町長には、国や県に対して支援を求める声を強くしていただきたいと思います。

次に、美浜町レイクセンターの運営状況について質問していきます。

美浜町レイクセンターが開業してから1年が経過しました。今年度に入ってから、天候もよくて気温も高い日が続き、ゴールデンウィークも各観光地、観光施設がにぎわいを見せていました。美浜町レイクセンターは昨年度より好調なスタートになっているのかどうか、行政の認識を伺います。

議長
観光誘客課長

観光誘客課長。

ただいまのご質問に対しては私のほうからお答えをさせていただきます。北陸新幹線敦賀開業以降は、天候にも恵まれ、町内の観光施設において、多くの観光客でにぎわっております。レイクセンターでは、今年4月と5月の2か月間に5,390人が来場し、強風等で運航中止とした日があったものの、遊覧船には2,076人が乗船されました。昨年と同時期と比較いたしますと、来場者数が約2.7倍、遊覧船の乗船者数につきましては約1.9倍となっております。昨年と比べて、比較的好調なスタートが切れたと考えております。

議長
7 番

河本議員。

昨年度に比べたら好調な伸びにはなっているんですけど、運営的には経営を黒字化できるような乗船客の伸びにはなってい

議 長 観光誘客課長	るんでしょうか、その辺はどうなんでしょうか。 観光誘客課長。
	現在、指定管理者の都合によりまして、2隻の同時の運航ができないという状況になっております。体制が整うまでの間は1隻による運航ということになりますけれども、2隻に同時に運航可能となればさらなる乗船客が期待できるというふうに考えております。
議 長 7 番	河本議員。 経営が黒字化できるような乗船客数の伸びになっているのかどうかを聞いているんですけれども、黒字化は目指せそうなんでしょうか、どうなんでしょうか。
議 長 観光誘客課長	観光誘客課長。 4月、5月の段階では、お客さんもたくさん見えられておりますけれども、今後、いろいろな天候の状況とか、閑散期とかもございますので、今の段階ではっきりしたことは明言はできないかなというふうに考えております。
議 長 7 番	河本議員。 昨年、6月定例会と12月定例会の一般質問で、美浜町レイクセンター電池推進遊覧船の運営状況について質問してきましたが、町民の方からは、赤字額がはっきりしないとか、行政は赤字を隠しているのかという問合せがありました。昨年は乗客数が見込みを下回って、数千万円の赤字予想でしたが、はっきりとした額が町民には知らされていません。運営開始から1年が経過し、赤字額が確定していると思いますが、令和5年度の赤字額は幾らになったのか伺います。
議 長 観光誘客課長	観光誘客課長。 レイクセンターは、昨年4月に開業いたしましたが、2隻目の就航が半年遅れたことや、施設のPRが不十分であったということもありまして、令和5年度は指定管理者が示した当初の集客予想を大幅に下回っております。指定管理者とのこれまでの協議の中で、こうした状況にあるというのは聞いており、町でも様々な対応策を講じてまいりました。 最終的な収支につきましては、会社法に基づき株主総会終結

		後、企業側が公告するという事になっておりますので、ここでの回答は控えさせていただきたいというふうに思っております。
議	長	河本議員。
	7 番	指定管理で運営をしてるんですけれども、行政としては、まだ赤字額は公表できないということなんでしょうけれども、いつになったら、これ公表できるようになるんですか。
議	長	観光誘客課長。
	観光誘客課長	町のほうでは公表ということは考えておりません。先ほども申し上げましたけれども、株式会社ですので、会社法に基づきまして、株主総会の終結後に企業側が公告するという事になっておりますので、そちらのほうで確認がされるのかなと思います。
議	長	河本議員。
	7 番	行政の公表によって町民が知るということとはできないということなんでですね。何か非常に指定管理者の制度って不透明に思えますけれども、町民の方も、平日はほとんどお客さんがいないということをよく見ていまして、このままでは指定管理で施設を運営する三方五湖DMOは潰れてしまうんじゃないかというような噂が広がっているそうです。美浜町レイクセンターは行政からの指定管理料の支払いはありません。指定管理者の施設の運営で経費を賄う契約になっていますが、令和5年度の赤字について、行政が赤字補填をすることはあるのでしょうか、どうなんでしょうか。
議	長	観光誘客課長。
	観光誘客課長	町では、指定管理者である三方五湖DMOと「美浜町レイクセンターの管理に関する基本協定書」を締結しております。その中で、レイクセンターの管理運営をはじめ、自主的に行う事業においては、三方五湖DMOの責任においてするものと明記していることから、三方五湖DMOの責めに帰すことのできない天災等の不可抗力等を除きまして、町が赤字を補填することはありません。
議	長	河本議員。

7 番	赤字補填することはないと明言されたわけですがけれども、行政と指定管理者の契約期間は10年なんですけれども、指定管理者の収支計画を見ると、赤字額が数千万円ということなので、令和5年度の赤字を10年契約の期間に回収できる状況にはないように思えるんですね。指定管理者は、今後、その契約期間の満了まで運営を続けられる状況にあるのかどうか伺います。
議 長 観光誘客課長	観光誘客課長。 町と三方五湖DMOが締結しました「美浜町レイクセンターの管理に関する基本協定書」では、指定期間を令和4年9月1日から令和14年3月31日までとしております。しかしながら、本年2月、指定管理者であります三方五湖DMOから基本協定書第42条の規定に基づきまして、「業務の前提条件や内容が変更した」ということで、協定の変更を求める要望書の提出を受けたところでございます。 協定の変更の根拠として提示がありましたが、全部で6項目ございました。1つ目に2隻目の遊覧船の完成遅延による影響、2つ目に知床観光船事故による安全対策強化によるコストの増加、3つ目に新型コロナウイルス感染症による観光需要の低下、4つ目に知名度浸透に要する時間の見通しが不明瞭であると、5つ目にメインとなるアクセス道路の変化、最後6つ目に能登半島地震による観光への悪影響ということでありました。指定管理者は、以上の6項目の要因により施設の管理運営を継続することが困難であるということで、指定管理料の見直しを求めており、この見直しがされない場合は、基本協定書第35条の規定に基づいて、本年3月31日をもって指定を取り消してほしいというような内容でございました。 町では、指定管理者から提示がありました6項目を一つ一つ確認いたしました。解決済みや基本協定書の締結前に判明したものなど、いずれも協定の変更の要因となるものではないと考えておりますので、苦渋の決断ではありますが、指定管理の取消しを受け入れざるを得ないものということで判断いたしました。 しかしながら、指定管理者の申出による本年3月31日をも

って指定を取り消すということは、突発的に不測の機能不全が生じ、観光のイメージダウンにつながるとともに遊覧船事業の運営にも支障を来すものでございます。このため、レイクセンターを休止することなく、次期指定管理者等に対する円滑な引き継ぎができるように、必要事項を定めた覚書を交わすことで合意をいたしました。覚書では、現指定管理者には、基本協定書３７条に基づきまして、本年４月１日から本年１２月３１日までを次期指定管理者等への引き継ぎ期間としまして、町が所要の経費を支援することで誠意を持って業務を継続すること、また、次期指定管理者等に対して円滑な業務の引き継ぎを行っていただくこととしております。

町では、レイクセンターが周遊滞在型観光の核の一つとして機能し、町内の観光・宿泊事業者に経済効果をもたらすように、現在、次期指定管理者等の選定に向けて手続や協議を進めているところでございます。

議 長

河本議員。

7 番

ということは、今指定管理者であります三方五湖ＤＭＯは、今年いっぱいで辞めるということなんでしょうか。

議 長

観光誘客課長。

観光誘客課長

現在１２月３１日で指定管理を取り消すということで考えております。

議 長

河本議員。

7 番

指定管理料というのは、ない契約になっていたわけですが、指定管理者の施設運営で経費を賄う契約というのは、公的な費用の負担がなくて、事業者の経営能力で施設が運営されるということで、契約形態自体はとても魅力的な契約形態に映るんですが、現実的にこの大きな赤字を抱えてしまうと、事業者、行政ともに大きなリスクを背負うことになります。私がこれまで反対してきたように、レイクセンターや電池推進遊覧船をやめておけば、無駄な血税を投下する必要はなかったんでしょうけれども、行政は電池推進遊覧船を止めることなく運営したいと多分考えていると思いますけれども、令和６年度の美浜町レイクセンターの運営費については一体どうなるんでしょう

		か、伺います。
議 長	観光誘客課長	観光誘客課長。
		今ほど申し上げましたとおり、現指定管理者には、本年４月１日から本年１２月３１日までを次期指定管理者等への引き継ぎ期間としまして誠意を持って業務を継続するとともに、次期指定管理者等に対して円滑な業務の引き継ぎ等を行っていただきたいと思っております。そのためには、遊覧船の運航に要する経費が必要であるため、基本協定書の規定にかかわらず、議会からのご意見をいただきながら、締結しました覚書に基づきまして、現指定管理者に対して必要となる費用を支弁したいというふうに考えており、本議会での予算化をお願いしているところでございます。
議 長	河本議員。	
7 番		本議会に議案として予算が上げられているわけですがけれども、それは商工費、レイクセンター運営負担金２，３３２万円ということですのでよろしいのでしょうか。
議 長	観光誘客課長。	
観光誘客課長		はい。河本議員さんお見込みのとおりでございます。その金額でございます。
議 長	河本議員。	
7 番		この金額も昨年運営した結果、赤字になってしまったということで、年間通じてレイクセンターを運営するにはこれだけの費用がかかりますよ、ということで算出されたものだと思うんですがけれども、大体これに似通った赤字金額になってくるのかなというふうに勝手に考えておりますけれども、行政ははっきりした赤字金額を申されないの、想定するしかありませんけれども、その指定管理料なしの契約から運営負担金を公費で支払うようになるわけですから、これって契約形態の見直しも必要なんじゃないかなと思うんですがけれども、これ契約自体はそのまま指定管理で続けられるんですか、どうなんでしょうか。
議 長	観光誘客課長。	
観光誘客課長		指定管理につきましては、継続して１２月３１日まで続けるということで、先ほど申し上げましたとおり協定書には書いて

議 長
7 番

はございませんけれども、運営負担金として町の支援したいというふうに考えているところでございます。

河本議員。

運営費についてですけれども、レイクセンター運営負担金 2,332 万円を投じるわけですが、運営負担金の 2,332 万円以上の乗船料などの売上げの収入を得ないと運営が黒字化する見通しは立たないというふうに思いますが、これって今の状況から見て、黒字化する見込みというのはあるんでしょうか、どうなんでしょうか。

議 長
観光誘客課長

観光誘客課長。

町では、観光誘客を効率的かつ効果的に推進するため、観光の専門コンサルである JTB 総合研究所に調査を依頼し、観光地域マーケティングに必要なデータを収集・分析するアンケート調査を実施しております。それによると、北陸新幹線敦賀開業以降、三方五湖を中心とするエリアの観光客は増加傾向にありまして、首都圏方面だけでなく、関西、中京方面からの往来も伸びているところでございます。

また、観光客の旅行目的では、北陸新幹線開業前に比べ、「地元のおいしいものを食べる」というのが 11.3 ポイント増の 63%、「三方五湖の自然景観の観賞」が 6.2 ポイント増の 43.6%、「宿でのんびり過ごす」は 9.2 ポイント増の 35.4% とほぼ全ての項目で数値の上昇が見られます。

今後の収支見込みにつきましては、開業後の乗船客が増えていること、また観光データや遊覧船の乗船者アンケートによれば、非常に評判がよいということから、昨年に比べて収益改善が見込まれるものと思っております。しかしながら、天候や閑散期等の課題もございますので、こうしたこともしっかり取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

町では、引き続き町独自の調査やレイクセンターのアンケート、県の観光データ分析システム等のデータを活用いたしまして、観光客の動向を調査、分析しながら、効率的かつ効果的な観光施策を展開してまいりたいというふうに考えてございます。

議 長

河本議員。

7 番

美浜町レイクセンターについて、行政は来年以降の運営をどのように考えているのか疑問に思うわけですが、これまでは指定管理料がゼロだったと。公的な費用の負担がなくても、事業者の経営能力で施設が運営されるという契約形態だったものが、これからは、毎年公費で運営費を出すようになるのかとか、先ほど事業者が入れ替わるといったところもおっしゃってましたが、本当に運営を引き継いでくれる業者は見つかるのかとか、不透明な要素がたくさんあります。三方五湖DMOが運用していたときには、運営費に相当するような指定管理料がなくて、運営を引き継いだ事業者には、その運営費に相当するような公的支援が得られるというのであれば、これは理不尽な話になってきます。行政が来年以降の運営で、事業者や契約関係、また運営費などについて、こういったことを想定しておられるのか、そういったところが疑問なので伺いたいします。

議 長
観光誘客課長

観光誘客課長。

先ほど申し上げましたとおり、現指定管理者によるレイクセンター運営は、本年12月31日までというふうになっております。町は令和7年1月1日からのレイクセンターの運営について、これまでの経営分析や円滑な引き継ぎに係る運航体制等について、現在、中部運輸局等の関係機関と協議をしているところでございまして、地域に根差した持続可能な遊覧船事業が展開できるというふうな運営事業者を公募、選定してまいりたいというふうに考えてございます。

議 長
7 番

河本議員。

現時点では、はっきりとしたことは言えるような状況にないというのは分かるんですが、私は、美浜町レイクセンターの電池推進遊覧船にずっと反対してきたんですが、この事業、何か町民の中に禍根を残してしまうんじゃないかと危惧していますし、赤字が続いた場合、令和7年以降も、血税を無駄に浪費することになるので、そういったことはもう一刻も早くやめべきだと思います。ですが、行政もやるからには、何としても黒字化を目指して、事業者に最終的な責任を負わせたり、町民に負担を強いるのではなくて、美浜町レイクセンター

議長

電池推進遊覧船の事業が町民の利益として大きく返ってくるように責任と覚悟を持っていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上で、河本議員の一般質問を終わります。

次に、4番 上道正二議員の一般質問を許します。

上道議員。

4番

では、通告に従い、質問させていただきます。

人口減少の影響と課題について、ちょっと、前置きさせていただきます。少子高齢化、人口減少の問題点、このままいけば人口増加は、特に若者の増加は望めません。では、高齢者を抱え、どのような政策を取れば、町を維持できるのでしょうか。政策が見えてきません。行政がやっていることは、近隣市町と同じことで独自性はありません。各市町と人口の取り合いをしています。一例ですけれども、学校の統廃合で一極集中を促進しているように思えます。皆、都会へ出ていってしまいます。地域は少子化になり、また繰り返し統廃合をする。地域で見るとははずの高齢者を見捨てています。美浜町にはいろんな統計があると思いますが、どの数字が変われば維持できるのでしょうか。どの数字が変われば町は消滅しないで済むのでしょうか。

では、経済界有志らでつくる民間組織人口戦略会議が地方自治体の消滅の可能性に関する報告書を発表しました。美浜町にとっても自治体の存続のために、人口減少の影響と課題は重要な問題であります。具体的な人口減少の数字と、それが地域社会に与える影響について行政の考えを伺います。

議長

町長。

町長

ただいまの人口減少の影響と課題についてのご質問をいただいたところでございますけれども、我が国の人口は、14年連続の減となっておりまして、昨年の出生数は過去最少の75万8,000人となるなど歯止めがかからない状況にございます。こうした事態は、国の経済や社会保障に危機的な影響を及ぼすことから、国は重要な政策課題として、総合的・長期的な視点から官民挙げて人口減少対策に取り組むこととしております。本町におきましても人口減少対策を優先施策の一つと位置づけ、

国や県の事業の活用はもとより、町の人口ビジョンに基づきまして、実情に即した様々な施策に鋭意取り組んでいるところでございます。

今回、人口減少問題に係る現状や対策等、いろいろお尋ねをいただいておりますけれども、詳細等につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

議 長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

それでは、ただいまのご質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。本年４月に「人口戦略会議」が公表いたしました地方自治体の持続可能性に関する報告書によれば、本町は消滅可能性がある自治体から脱却したとのことですが、本町の人口は平成２７年４月の１０，０５１人から本年４月には８，７５３人と、依然として減少傾向が続いていることから、楽観できる状況ではないと考えております。人口減少の影響は多岐にわたるものと考えられますが、長期的には税収の減少による行政サービスの低下を招くほか、少子高齢化による地域コミュニティの衰退や地域活力の低下、空き地や空き家の増加などによる住環境の悪化につながるものが懸念されます。そのため、国や県の施策や社会環境の変化、本町の人口動態をしっかりと捉えつつ、美浜町人口ビジョンに基づく人口減少対策に鋭意取り組んでまいります。

議 長
４ 番
議 長
まちづくり推進課長

上道議員。

美浜町の高齢化率について伺います。

まちづくり推進課長。

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。町の住民基本台帳における４月１日現在の６５歳以上の高齢化率でございますが、１０年前の平成２６年が３２．７％、５年前の令和元年が３６．７％、令和６年が３８．７％となっておりまして、年々上昇傾向にあり、これからもその傾向が続くものと考えております。

議 長
４ 番
議 長

上道議員。

美浜町の労働力人口について伺います。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。直近に実施しております令和２年の国勢調査の結果によりますと、町の労働力人口は５，１３７人となっております。

議長
４番

上道議員。

これらの数字がどのようになると町は消滅するのか、町民に具体的に示していただきたいと思います。人口戦略会議の報告によると、子供を産む中心世代となる２０から３０代の女性の増加率が５０％以上減少すると消滅の可能性が出てくるとなっております。美浜町は４９％で、前回の調査より１０．２ポイント改善しています。これにより、美浜町は消滅の可能性のある自治体から脱却しましたが、行政として要因は何だと分析しているのか伺います。どのような対策に効果があったのでしょうか。

議長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。今回、本町が消滅可能性自治体から抜け出せたことにつきましては、人口減少対策を町の優先施策の一つとして位置づけ、子育て支援や教育環境の充実、産業振興や雇用対策、若者の定住化推進やにぎわいの創出など、所要の施策に鋭意取り組んできた結果と受け止めております。しかしながら、消滅可能性の要因となる２０代から３０代の女性の転出も多く、人口減少が進んでいるということでございますので、今後とも第２期美浜創生総合戦略に基づきまして、社会情勢や地域課題を把握、分析しながら機動的に人口減少対策のほうを進めてまいりたいということで考えております。

議長
４番

上道議員。

子育て支援策、経済支援、保育サービス拡充、育児休暇制度充実など町全体ではちょっと無理だと思いますので、町職員について伺いたします。

議長
こども政策統括幹

こども政策統括幹。

それでは、私のほうから、職員と申されましたけれども、町全体のご説明させていただきたいなというふうに思います。

まず子育て支援については、まちづくりを進めていく上で少子化対策と併せ、重要課題の一つであります。このため、昨年度庁内体制を強化し、現在、全庁を横断的にきめ細やかな子ども・子育て施策の充実に取り組んでいるところでございます。

また、これまで町では、子ども・子育てサポートセンターを開所して総合的な相談体制を構築し、子育て期に応じた多様な支援に取り組んできております。例えば、妊娠・出産期では、不妊治療や出産時における交通費助成などの支援、また、幼児期には、保育士の加配による保育環境の強化や、官民連携した一時預かりサービスの充実、また、経済的支援においては、子ども医療費や通学費の助成を他の市町に先駆けて、これまでも取り組んできております。

近年の子育て世代のニーズとしましては、昨年実施いたしましたアンケートから「保育サービスの充実」「放課後児童クラブの拡充」など、仕事と子育ての両立支援に係る意見が多く寄せられております。そのため、今年度から保護者の負担軽減といたしまして、スマホを活用した保育園の連絡アプリの運用、また保育園での一時預かりの開始、第2子の保育料無償化、在宅育児応援手当の対象者拡大など、仕事と子育てが両立できる環境を充実していきたいと考えてございます。

また、今年度は、子ども計画策定の年度となつてございますので、子ども・子育て会議等での議論を踏まえ、今後も安心して子育てできる環境の整備の充実を図っていききたいと考えてございます。以上でございます。

議長

上道議員。

4 番

美浜町の男女共同参画推進策をお伺いたします。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

それでは、ただいまのご質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。町では、町に住む全ての人が、性別に関わりなく人権を尊重し、かつ責任を分かち合い、その個性と能力が十分に発揮できるまち、また優しさと思いやりあふれる豊かなまちを目指して、町民一人一人が主体的、積極的に取り組むための指針となる第4次美浜町男女共同参画推進計画を

策定いたしましたして、現在、この計画に基づき町内企業や集落、町民の皆様の理解と協力をいただきながら、様々な取組を推進しているところでございます。

特に、子育てをしやすい環境づくりといたしまして、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けられる働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでおり、役場業務におきましても、男性職員の育児休暇の取得促進をはじめ、子育てや介護のための時差出勤勤務制度を施行したところでございます。

また、子育て世帯へのサポートといたしまして、保育園での未満児保育や延長保育、土曜・休日保育等の時間外保育のほか、一時預かりや家事支援等にも積極的に取り組んでいるというところでございます。

議 長
4 番

上道議員。

次は、美浜町の産業別就業者数はどうなっているのかお伺いいたします。

議 長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

それでは、ただいまのご質問について私のほうからご説明させていただきます。直近の令和2年に実施いたしました国勢調査では、第1次産業は332人、第2次産業は1,085人、第3次産業は3,579人ということになってございます。以上です。

議 長
4 番

上道議員。

令和2年の報告では、林業0.1%、農業4.8%、漁業1.7%となっていたと思います。定住人口を確保していこうと考えれば、第1次産業を活性化させていくことが必要だと思いましたが、行政の対策をお伺いいたします。

議 長
産業政策課長

産業政策課長。

それでは、ただいまの質問に関しましては、私のほうからご回答させていただきます。町の基幹産業であります第1次産業の振興は重点施策の一つとして様々な施策を進めているところであり、ひいては、緑豊かな住みやすい環境が醸成されることから、定住人口の確保につながる施策と考えております。

町では、これまで一次産業の活性化を図るため、農業人材育成拠点施設の整備や大型農業機器の導入、大敷網の改修やシジミの浅場造成といったハード整備の支援、美浜産品のブランド化や販路拡大等のソフト面での支援について他市町にはない手厚い支援により町として地域を支える人づくりに取り組んできたところでございます。

特に、平成27年に策定しました農業基本計画に基づき、儲かる農業の一環として園芸に力を入れ、大型ハウスの整備が進んだことで、平成27年度の園芸作物の売上げが約2,000万円であったのに対し、令和4年度には3億2,000万円を超える売上げとなっております。

また、地域の担い手によって生産された農林水産物等をふるさと納税の返礼品として提供しておりまして、昨年度の寄附に応じました返礼品は約5,000万円の売上げとなっております。

さらには、昨年6月にオープンしました道の駅の「若狭美浜はまびより」において、直売所では地元産品を販売するとともに、飲食店においても、地元の食材を使った料理やお酒を提供しており、3月末時点でございますが、道の駅全体の売上げが約2億6,000万円となったところでございます。

こうした地域を支える人づくりや第1次産業所得の拡大により、人が地域に根づき、さらには町外からの新たな人材の確保にもつながり、移住・定住にも寄与していると考えておりますので、引き続き第1次産業の活性化を図っていきたいと考えております。以上です。

議長
4番

上道議員。

では、具体的に入りますが、農業でも大規模農業は補助金を受け、農機具類を買い換えています。小規模農家には補助金などは下りず、買い替えることができません。この点について小規模農家にも補助金などの支援対策を行わないと定住人口の確保にはつながらないのではないかと思います。行政の考えをお伺いします。

議長

産業政策課長。

産業政策課長

町では、地域の特性を考慮しながら、町の農業の姿とそれを実現するための方策としまして、平成27年3月に第1次美浜町農業基本計画を策定し、「生きがいくくり・村づくり農業」の実現と、「強い農業・もうける農業」の育成・発展という2つの基本理念を両輪で動かし、美浜町農業アクションプランに基づいて各種施策を展開してきております。

さらに、令和2年には第1次の計画及びアクションプランの検証と見直しを行い、第2次美浜町農業基本計画を策定し、4つの戦略、「地域を支える人づくり」、「未来につなぐ経営体の育成」、「みんなが集う村づくり」、「美しい農産物の魅力づくり」の実現に向けて、認定農業者、新規就農者及び小規模・兼業農家に対してしっかりと支援を行っております。小規模・兼業農家への支援策としましては、県やほかの市町の自治体に先駆けまして営農継続、集落営農の立ち上げのきっかけづくりとしまして、地域や3名以上の共同体に対して、農業機器の導入の補助を行っております。

しかしながら、担い手の高齢化や労働力の減少といった課題は、今後ますます大きくなることから、今年度において第2次基本計画における検証を行いながら、県、JA、農業委員会、地域の担い手等、関係機関と協議し、美浜の農業の実情に即した第3次美浜町農業基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議長
4番

上道議員。

農業もグループ化すると支援が出ると聞いております。このグループ化が非常に困難である状態であります。ぜひとも個人農業者にも支援をお願いしたいと思います。

農業政策と並行して移住者への支援金、移住金、住宅補助、仕事あっせんなどUターン・Iターン促進策も拡充すべきだと思いますが、行政の考えをお伺いします。

議長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

それでは、ただいまのご質問につきまして私のほうからお答えさせていただきます。町では、令和3年度から移住者への支援策といたしまして、住宅の新築・リフォーム、賃貸住宅の家

賃補助、空き家購入・リフォーム等補助等の住宅支援策をはじめ、県外からの転入者に対するU・Iターン就職等支援金、奨学金の返還補助など、多様な補助制度による手厚い支援に努めているところでございます。これらの補助制度を活用いたしまして、過去3か年で81人の方が町外から移住されてきているということでございます。

町といたしましては、引き続き補助制度の周知に努めるとともに関係者の声や補助制度の利用状況等を踏まえ、必要な措置というものをまた講じていきたいと考えております。

議長
4 番

上道議員。

高齢者、若者、移住者が住みやすい地域づくりとして、集落のしほりを解消していく必要があると思います。区の奉仕作業や公共地換地の維持・管理に出役させられるのが嫌で、地域を離れる人が多いと聞いております。町が直接業者に発注すれば、業者も潤い、区役員も作業が減り、区民の負担も軽減されます。区民の中には、いや、地域のことは地域でやっていくべきだという考えの方もいらっしゃいます。現状として、人口が減少していきます。行政は区民の負担を軽減させる考えはないのか、お伺いいたします。

議長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

それでは、ただいまのご質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。各集落におきましても、人口減少、少子高齢化、空き家の増加など集落を取り巻く環境はますます厳しく、集落活動の維持が困難な状況が広がりつつあるところでございます。こうした状況に対応していくためには、集落の課題を自分事として受け止めること、また、その解決に当たっては、地域課題を共有し、みんなで協力し支え合うこと、そして、人と人とのつながりが大変重要であると考えております。

町では、集落の活性化、維持、地域課題の解決を目的とする集落元気プランの策定を各集落のほうにお願いしてございまして、現在では31集落が策定に至り、その中で集落が行うこと、行政が行うこと、協働で行うことを整理いたしまして、課題解決に取り組む活動に対し、集落の実情に即した様々な支援を実施

しているというところでございます。昨年度におきましても、集落内の草刈りの委託をはじめ、夏まつり用備品の購入などの補助金を活用されておりまして、これは地域課題解決の一助、地域コミュニティの醸成につながっていくものと考えております。

集落の発展なくして町の発展はないものと考えております。集落の機能をいかに持続していくかが重要でありまして、寄り合いや清掃作業といった基礎的な集落活動から始まる積み上げが共助活動へ広がり、集落づくりの大きな力になるものと考えておりますので、町民の皆様の御理解を得られるよう町としても努めていきたいと考えております。

議長
4 番

上道議員。

なるべく区民の負担を減らすようお願いしておきます。

次に、チョイソコの運用についてお伺いします。実証実験中ではありますが、3月16日の新幹線敦賀延伸による効果はどのような状態でしょうか。美浜駅からの乗車はどのような実績かお伺いいたします。

議長
住民環境課長

住民環境課長。

それでは、ただいまのご質問に対して私のほうから回答させていただきます。北陸新幹線開業からゴールデンウィークまでの期間中、チョイソコみはまの利用者数は1,934人で、前年同時期のコミュニティバスの利用者1,187人より、747人増加し、対前年比で約163%と増加しております。また、同時期にチョイソコみはまに一時登録された方は、主に観光客の方の利用者につきましては、延べ39人であり、美浜駅からの乗車は12人で、主に観光地や宿泊地に向かう利用となっております。以上でございます。

議長
4 番
議長
住民環境課長

上道議員。

乗車人数は増加傾向にあるのか伺います。

住民環境課長。

チョイソコみはまの乗車人数につきましては、令和5年6月の実証運行の開始から本年4月の利用者数は、11,075人で、令和4年6月からの同時期に比べ、3,264人の増、対

議長
4 番

前年比約 1 4 2 % で増加しております。

上道議員。

レンタカー屋さんにお聞きしたところ、レンタカーの利用率は 1.5 から 1.6 倍に増加しているそうです。2 台のチョイソコで町内を回っているが、現状はどのような運転状況、実績かお伺いします。

議長
住民環境課長

住民環境課長。

利用者数につきましては、先ほど申し上げたとおり、令和 5 年 6 月の実証運行開始から本年 4 月までで 1 1, 0 7 5 人、対前年比約 1 4 2 % であります。会員登録者数につきましては、本年 4 月末現在で 7 4 1 人となり、実証運行開始時の約 2.3 倍で、毎月増加傾向となっております。年代別の利用者数の割合は、1 0 代の利用者が一番多く、全体の約 2 3 %、次いで 8 0 代の約 1 8 %、7 0 代の約 1 4 % となっております。乗り合い率につきましては、平均で 1.3 6 人となっております。1 回の運行に 1 人の乗車が多い状況ですが、丹生方面を運行する車両の 7 月の乗り合い率は 1.6 6 人、8 月の乗り合い率は 1.9 2 人と平均より高くなっております。

曜日別の利用状況につきましては、通院・通学の平日の利用が多く、週末の土日の利用は少ない状況であります。

予約方法につきましては、約 7 0 % が電話での予約、約 3 0 % がスマホやパソコンからの予約となっております。予約不成立につきましては、毎月約 1 0 件前後で、成立の約 8 0 % の方は当日に予約する方となっております。時間が合わないときは、その前後の時間を案内するなどの対応を行い、利用を進めておりますが、それでも時間が合わない場合につきましては、不成立となってしまいます。予定が分かり次第、早めの予約をしていただくことで利用していただきたいと思います。

利用者からはチョイソコみはまは有難いというお声を聞いており、今後も町民の足として、また観光客の利用も図れるよう努めてまいります。

議長
4 番

上道議員。

朝の定期便で、新庄線は佐柿回りであると思いますが、高校

議 長
住民環境課長

生の利用が増えて１台増便していると聞いています。運行は大丈夫なのか、お伺いします。

住民環境課長。

本年４月からは高校生の利用が多くあり、大変喜んでいるところでございます。中でも新庄線の利用が多く、定期便では１２人乗りに対し、多いときで高校生が１０人乗車している状況であります。月に１、２回病院へ行かれる方がおられた場合に、１台で乗車できないと判断したときには、臨時的に１台追加して対応しているという状況を聞いており、増便に関しては問題ないと認識をしております。今後も状況を確認しながら、利用者の不便とならないよう努めてまいりたいと考えております。

議 長
４ 番

上道議員。

美浜町は、チョイソコの停留所を増やしていきましたが、これ以上の追加の希望は町民から出ていないのかお伺いします。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

停留所については、以前のコミュニティバスの停留所に加え、公共施設や、それに準じた施設、またスポンサーとなっていたいている病院などの施設となっております。町民からの要望に関しましては、集落内にある集落センター、お寺、ゲートボール場などへの設置の要望はございますが、停留所の設置につきましては、公共施設、それに準じた施設としておりますので、御理解と御協力をお願いしているところでございます。

なお、今後とも必要に応じて、地域公共交通会議にて協議してまいりたいと考えております。

議 長
４ 番

上道議員。

停留所の数をこの前数えてみましたが、１３０か所を超えていたと思います。もうフリーにしてはどうか、お伺いいたします。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

停留所につきましては、現在１３２か所ございます。乗降場所をフリーにしてしまいますと、タクシーと同様の運行形態になってしまいます。タクシーと同様の運行形態になってまいりますと、料金が安いタクシーとなり、利用の増加がまた考えら

れ、逆にタクシーの利用が少なく、営業に支障を来すおそれがあると考えられます。

また、国、県、町民の代表、関係の交通事業者などで構成されます地域公共交通会議にて協議が必要となっておりま

す。チョイソコみはまは、バスを便利にした公共交通の手段の一つであります。タクシーやバス、それぞれの役割のもと運行しておりますので、使い分けをして御利用していただければと考えております。

議 長
4 番

上道議員。

地域公共交通会議に諮ると言われましたが、運輸局の許可は出ないのでしょうか。あるいはA I による配車の関係でできないのかどうか、お伺いいたします。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

運輸局の許可につきましては、地域公共交通会議において、乗降場所の指定をフリーにする協議を行い、協議が調い申請をすれば可能であります。A I システムにおきましては、予約があった場合に、事前に登録された登録場所を基に最適ルート検索して、車両のタブレットに配信を行い、運行をしています。事業者を確認したところ、A I システムを利用したフリー乗降については、システム上、対応できないとのことです。先ほども申し上げましたが、チョイソコみはまはバスを便利にした公共交通手段の一つであります。タクシーやバス、それぞれの役割のもと運行しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長
4 番

上道議員。

以前、チョイソコの車の附属設備関係に対しまして、よりよい車にしていくとおっしゃっていたと思いますが、ステップでの高齢者乗降や四駆の雪道対策に対して対策ができているのかお伺いいたします。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

現在、チョイソコみはまはまで運行している車両2台のうち、1台が四駆で、またステップ付きも1台であります。ステップがない車両につきましては、運転手がステップ台を置き、利用者

の乗降に丁寧に対応していただいております。また、雪道対策におきましても、安全面を第一に運行していただいております、大雪などで運行に支障があると判断した場合には、運休等の対応をしております。引き続き運行事業者には、利用者に対し、親切、丁寧にかつ安全運転に努めていただくように指導してまいります。また、ステップ付きや四輪駆動の車両の導入につきましても、申入れを行ってまいります。

議 長
4 番

上道議員。

ぜひ安全のためにもステップと四駆はお願いしておきたいと思います。

現在、町民はこのチョイソコで敦賀まで、特に病院等で乗っていきたいと思っているが、運輸局は敦賀までの運行はできると言っているのか、町としてはやらないのか、できないのか、その理由をお伺いいたします。

住民環境課長
議 長
住民環境課長

議長。

住民環境課長。

チョイソコみはまの敦賀までの運行につきましては、町内や敦賀市内のタクシー、また路線バスなど、他の公共交通機関の運行にも影響を及ぼすおそれがあることから、美浜町地域公共交通会議及び敦賀市の地域公共交通会議に諮り、それぞれ承認を得る必要があります。

両市町の地域公共交通会議で承認を得た後、国や県、両市町やタクシー、バス事業者等で構成する運賃協議会を美浜町が設置し、運賃に関する協議が整えば、運輸局へ申請し許可を受けることで運行が可能となります。また、敦賀までの運行になりますと、現在運行している2台では対応できないため、車両を増やす必要があります。

実現を致すためには、こうした課題や経済性など解決していく必要がありますが、町の公共交通会議や町民の声を集約する中で必要であると議論が醸成されれば検討してまいります。

4 番
議 長
4 番

議長。

上道議員。

私も運輸局に電話で確認しましたが、可能であると返答をも

らいました。タクシー・バス会社と調整し、敦賀市とも協議して、交通会議にかけて決めてくださいとのことでした。ぜひ実現するようにお願いしておきます。

できなかった場合、この先どのような２次、３次交通の対策を取るのか、案はあるのか、お伺いいたします。

住民環境課長
議 長

議長。

住民環境課長。

住民環境課長

２次、３次交通につきましては、「チョイソコみはま」や「路線バス」、「タクシー」、「ＪＲ」、「レンタカー」、また、「ライドシェア」などの活用も視野に入れながら地域公共交通会議において、町民の足の確保や観光面など、利便性の向上となるよう協議してまいりたいと考えております。

４番
議 長
４番

議長。

上道議員。

以前にもお願いしたと思いますが、学生は無料にしてはどうか、お伺いいたします。

住民環境課長
議 長
住民環境課長

議長。

住民環境課長。

町の公共施設の使用料やチョイソコみはまの運賃など、公共サービスを利用する場合には、一定の負担をしていただくことが基本であると考えております。

チョイソコみはまの運賃につきましては、地域公共交通会議において協議し決定しており、以前のコミュニティバスの運賃は３００円でしたが、今回の「チョイソコみはま」では２００円と安く設定をしております。また、小学生以下の子供が無料、身体障がい者及びその介助者１名などが免除となっております。

小学生に関しましては、１００円であったものを無料としております。

高校生の通学にかかる運賃につきましては、１か月３，５２０円の通学定期があり、また子育て対策として、教育委員会におきましても高等学校等生徒通学費助成事業の制度により、定期券購入費の３分の１を助成しており、高校生には手厚く支援をしていると考えております。

4 番
議 長

引き続き、町民のご意見や利用者の状況、他市町の状況なども勘案しながら、必要に応じて公共交通会議において協議してまいりたいと考えております。

4 番

議長。

上道議員。

私は、小学生全員がバスで通学する必要があると思います。例えば山東、興道寺におきましては、野口、佐野、上野、興道寺ルートでバス通学が可能だと思います。帰りがばらばらな時間帯になったときに、無料のチョイソコがあれば、学生は便利であります。

また、中学生については、今、自転車通学希望を登録していても、バスに乗せてほしいときもあります。大型、中型のやりくり、ルートの時間的都合で拒否されたと聞いております。

しかし、無料のチョイソコがあれば、いつでも中学生も予約ができ、通学できるようになります。中学生も高校生も利便性が高まると思います。

議 長

以上、私の意見を述べて一般質問を終了させていただきます。

以上で、上道議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。引き続き一般質問は、午後 1 時より開会いたします。御苦労さまでした。

(休憩 午前 11 : 37)

(再開 午後 1 : 00)

議 長

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6 番、梅津隆久議員の一般質問を許します。

6 番
議 長

議長。

梅津議員。

6 番

では、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず 1 つ目はですね、水道・下水道の整備についてということで質問させていただきます。

第 5 次の美浜町総合振興後期基本計画の中には、目標として 5 - 2 水道水の安定供給と自然に優しい下水道の推進を図るべ

く、水道事業では管の老朽化が進んでおり、施設の維持管理及び管路や施設の耐震化を進めるとともに、需要に応じた、安定した水道水の供給は必要不可欠であることから、平成２７年度に策定した「新美浜町水道ビジョン」に基づき、計画的に耐震管への布設替事業が進捗する中で、山東地区をはじめ菅浜地区までの上水道管の延伸工事が、間もなく完成時期を迎えることと考えることから、住民のニーズをお聞きし、今回質問することといたしました。

まず１点目はですね、漏水調査と迅速な漏水箇所修理で有収率基準値８６％としているが、現状は何％の実績で推移しているのか、お伺いいたします。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

水道・下水道の整備についてのご質問をいただいておりますけれども、それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

能登半島地震を始め、全国で発生する自然災害により、重要なライフラインであります水道や下水道施設に甚大な被害が発生し、復旧が長期化するなど住民生活に大きな影響が出ております。

こうしたことから、町では水道ビジョンに基づきまして、計画的に水道管の更新や耐震化、安定した水源の確保を図ることで、安全安心な飲料水を常時提供できるよう、水道事業を進めているところでございます。

また、下水道事業におきましても、災害に強い安全安心な下水道を目指し、美浜町浄化センターの耐震化及び設備更新事業を進めているところでありまして、管渠につきましても、今後、計画的に老朽化及び耐震化対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

今回、上水道事業の現状等につきまして詳細なご質問をいただいております。以降、詳細につきまして、担当課長よりお答えをさせていただきます。

上下水道課長
議 長

議長。

上下水道課長。

上下水道課長

では、私のほうからご答弁のほうをさせていただきます。

第5次美浜町総合振興計画（後期基本計画）における水道事業の成果指標となる有収率でございますが、令和2年度までの直近値「86%」を基準値として、令和7年度、最終年度の目標値を「91%」と設定し、その目標を達成するべく事業を推進してきましたが、令和5年度末現在の有収率は「86.3%」であり、目標値に対し低い数値となっております。

目標値に届かない大きな要因として考えられるのは、既設水道管の老朽化及び経年劣化等に伴う漏水の進行が最大の要因と捉えており、無効水量の継続的な発生が率の向上に支障を及ぼしていると分析をしております。

今後、有収率改善に向け、漏水調査を重点的に実施することで、漏水箇所の定期的な把握及び修繕を実施するとともに、老朽管の耐震化への布設替えを本年度も積極的に実施し、有収率向上に努めてまいりたいと考えております。

6 番
議 長
6 番

議長。

梅津議員。

今の課長の有収率の説明ありましたけども、令和7年度の90%の目標というのは、これは今の状況の説明を聞きますと、なかなか達成が難しいのかなと思いますが、今のところ86.3%ということでお聞きいたしました。ほとんど進展がないという状況でございます。確かに経年劣化の激しい配管でございますけども、一応早急にですね、工事、進めていただけるよう、努力をすることを期待しております。

それから次なんですけど、次の質問に移ります。

計画的に耐震管に取り替えておりますが、基幹管路耐震化率の基準値を49%としているけども、今の漏水の問題等もありまして、現状は何%ぐらいまで推移しているのかをお伺いいたします。

上下水道課長
議 長
上下水道課長

議長。

上下水道課長。

後期基本計画における水道事業の成果指標である基幹管路耐震化率でございますが、令和2年度における実績値「49%」

を基準値といたしまして、令和 7 年度、最終年度の目標値を「57%」と設定し、その目標を達成するべく事業を推進してまいりました。

地震災害時のライフラインを確保すべく、計画的に耐震対策に取り組んできたところ、基幹管路耐震化率は、毎年約 2 % 程度向上し、令和 5 年度末現在「56.2%」となっております。これからも計画的に耐震対策を進めていくこととしており、本計画の目標値である「57%」についても、令和 7 年度には達成するめどが立ちましたが、引き続き水道の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

6 番
議 長

議長。

梅津議員。

6 番

先ほどの有収率の件と書いておるんですけども、今のところ順調に進んでいるような感じだと思います。

それから次なんですが、水源水量に余裕のない山東地区、菅浜の簡易水道に上水道の余剰水を供給し、安心して安定した水道水の供給を図るとしてありますが、余剰水がなければ、こちらの山東のほうには供給できない設備容量なのか、ちょっと私、疑問に思っております。

また、近年、観光客の減少とか、旅館業の衰退もあり、山東地区、菅浜簡易水道容量で十分賄われていることから基本料金ですね、 m^3 単価の高い水道水を利用しなくてもですね、生活できるということで、ちょっと区民からもいろいろと、単価が高くなるんじゃないかというふうなことも懸念されております。

ということで料金につきまして、公営企業会計の面からも、お伺いしたいと思います。

上下水道課長
議 長

議長。

上下水道課長。

上下水道課長

菅浜簡易水道の水源は渓流水であることから、悪天候時には濁り水が発生し、夏期には取水量が不安定になるという懸念があり、加えて抜本的な滅菌対策が必要となるなど、将来にわたって安全な水を安定して供給するための対策が強く求められてきました。

町では、このような状況を踏まえ、県の指導や専門機関等とも検討を重ねた結果、菅浜簡易水道エリアに町の上水道を送水し、水源を転換することで、課題の解決を図るところとしたところでございます。この方針に基づき、平成２７年度に「新・美浜町水道ビジョン」を改定し、平成２８年度から菅浜地区への延伸工事を実施しているところでございます。

次に、今後の水道料金の見直しについてでございますが、「新・美浜町水道ビジョン」に基づき、町では令和７年４月に、経営基盤が脆弱な簡易水道及び飲料水供給施設を上水道事業会計と統合し、経営基盤の強化を図る計画で、国の認可を得ております。

公営企業会計の面から申し上げますと、企業会計移行後は、上水道、簡易水道など、個々の事業にかかわらず、全体の水道料金収入を主な財源として、独立採算の原則により事業を経理する１会計となります。

これまでは、それぞれの会計ごとの収支状況に応じ水道料金を設定してきましたが、今後は町内の水道施設が一つの上水道エリアとなることから、全体の収支状況を想定し、継続的、安定的な事業運営のための経営基盤の強化が求められることになります。

昨今、町でも少子化による定住人口の減少や観光人口の減少など、水道事業を取り巻く環境が大きく変化をしており、将来的に現行の水道料金体系では経営が難しくなることも十分想定されることから、今年と来年の２か年をかけて実施をします次期「水道ビジョン」の策定作業の中で、今後の社会情勢等を十分に踏まえ、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

6 番
議 長
6 番

議長。

梅津議員。

状況は分かりましたが、今の簡易水道におきましてはですね、ほとんどが今、地下水をくみ上げておる形でございますが、表層水ですか、上水を使っているということはないんじゃないかと思っております。いまだに地下水をくみ上げながら、大量に

余分な水が捨てられていってるといような状況でございますので、区民の皆はですね、何であんな、金かけてつくった水をあんだけ流してるんやといような意見もございます。

そういう観点からですね、また料金の見直しということで、あと2年かけて見直すというふうな今話ありましたけども、結局、 m^3 単価ですか、基本料金を全部美浜町一律にするといような含みでございます。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

上下水道課長
議 長
上下水道課長

議長。

上下水道課長。

今、申し上げましたが、来年4月に会計が上水道会計1本に統合させていただくことになります。そうしますと、一つの会計の中で上水道料金と、これまでの簡易水道料金、同じ水源の水を使う中で2つの料金体系があるというのは、やっぱりこれは公平性の観点からも、ここはやっぱり是正せなあかんのかなというふうには考えております。

その料金が、上がるか下がるかは今後の検討になりますが、料金体系としましては一元化、一律の金額にすべきであるというふうには考えております。

6 番
議 長
6 番

議長。

梅津議員。

はい。今の答弁、私も以前からそういうふうな状況だけはちょっと、フォローはしていたんですけども、今聞きますとですね、相当料金が上がるんじゃないかと思えますね。基本料金が今、簡易水道で10 m^3 までは700円ですか。はい。上水道の場合は、13 mm までは1,000円とかいような基本料金となってますので、どっちかいうと高いほうに修正されるんじゃないかなと思えます。できるだけですね、軽減された値段で供給できるように検討していただきたいと思えます。

それから次でございますけれども、山東地区とかですね、菅浜浄水道ラインは、もう今既に使用せずにですね、災害時のバックアップという形で待機するほうがいいのかなと考えますので、その辺の今後の運用についてはどうするのか、ちょっとお

	聞きいたします。
上下水道課長	議長。
議長	上下水道課長。
上下水道課長	平成28年度から水源転換を目的といたしまして国の補助事業を活用し、東部地区、菅浜地区への上水道管の延伸工事を計画的に進めてまいりまして、現時点において、約9割程度の整備を終えております。
	上水道を既存簡易水道施設のバックアップとする方針転換は、これまで国の事業を使ってきたという観点からも、国の補助金適正化法に抵触するなど問題も多く、事実上困難であるというふうに考えております。
6番	議長。
議長	梅津議員。
6番	では、一本化されればもうあれですか、今の既存の設備はもう解体撤去という形になるのでしょうか。
上下水道課長	議長。
議長	上下水道課長。
上下水道課長	今使われております簡易水道の施設につきましては、基本的には継続運用、そのまま使わせていただくことになります。
	老朽化して、もう廃止になるような施設が仮にありましたら、それは廃止というふうな形になるかなというふうに考えておりますが、基本は、そのまま使わせていただきます。
6番	議長。
議長	梅津議員。
6番	ほんなら、ちょっと運用の件で質問をいたしますけども、今の簡易水道のラインは一旦もう切り離してとか、バルブで止めて、今の新ラインの水だけを受入れするという形の運用になるわけですね。その辺をちょっと答弁願います。
上下水道課長	議長。
議長	上下水道課長。
上下水道課長	今の菅浜簡易水道におきましては基本、上水道の送った送水と、あと、今使われております水源の水、両方とも使用するような形になります。

6 番	議長。
議長	梅津議員。
6 番	では、もう一つ、佐田というか、山東エリアは全て、今の水のままで使用する形になるんでしょうか。その辺ちょっと教えてください。
上下水道課長	議長。
議長	上下水道課長。
上下水道課長	佐田の東部簡易水道におきまして、今、上水道の送水管がもう接続をしておりますので、供用開始した暁には同じ、統合しましてバルブも開けまして、その水も、両方使うというような形になります。
6 番	議長。
議長	梅津議員。
6 番	今の状態状況でお聞きするとあれですかね、悪い水と、いい水というんですか、それなんか合体させることになって、また滅菌とかその辺の設備とかいうのは、また増強するという形で考えればいいんでしょうか。
上下水道課長	議長。
議長	上下水道課長。
上下水道課長	はい。法令に則りました滅菌の水量があの数値になるように、施設の整備は進めてまいりたいと考えております。
6 番	議長。
議長	梅津議員。
6 番	ほんなら了解いたしました。 次の質問に移らせてもらいます。 こども全天候型遊び施設の構想についてを質問いたします。 美浜町「こどものあそび場整備基本計画」を策定され、子育て支援の充実と健やかな成長のため、環境づくりとして、町全体をあそび場として、町4エリアに区分し、海・山・湖等の地域の強みを生かした施設整備の方向性を、町としては打ち出しているという、マスコミ報道で聞いております。 計画期間は2033年度までの10年間の事業としており、今年度は「はあとぴあ」「きいばす」の既存施設を活用した整

備の実施設計に入るとのマスコミ報道がありました。

本構想は、悪天候時に家族で行く場所が美浜町には無いという声を若い子育て中のお母様方から話を聞いていると。今後は、地域内で自由に遊べる魅力的なスペースができることを期待したい。

そこで、実施設計等に関して質問をいたします。

まず1点目でございますが、県の補助制度は2021年度に創設され、1か所800万円の事業費を想定していると。それで3分の1を補助する仕組みを2022年度に拡充し、2026年度までの5年間で、最大1億円までの満額支援をするということになったと報道されております。

事業費が1億円を超える場合は市町で負担することとなっているが、当初の報道では2033年度までの10年間を計画期間として設けているが、実際、県の補助期限は明確となっているのか、お伺いいたします。

こども政策統括幹

議長

議長。

こども政策統括幹。

こども政策統括幹

それでは、私のほうから回答させていただきます。

2月に行いました議会との意見交換会におきまして、基本計画の概要を御説明させていただいたかなと思っております。その中でもご説明させていただきましたけれども、全天候型こどものあそび場整備に要する県の補助金の期限は、令和8年度末までとなっております。

6 番

議長

議長。

梅津議員。

6 番

ほんなら令和8年度までにはもう全て実行するという計画で、今、計画を進めているということでもいいんでしょうか。

こども政策統括幹

議長

議長。

こども政策統括幹。

こども政策統括幹

県の補助制度につきましては、屋内の遊び場整備ということになってございますので、屋内の遊び場、今回考えております「はあとぴあ」と「きいぱす」につきましては、令和8年度のそういった補助金を見据えてですね、整備を進めていきたいと

	いうふうに考えております。
6 番	議長。
議長	梅津議員。
6 番	ほんなら今、「きいばす」と「はあとぴあ」ですね。その 2 つが今の令和 8 年度に実践していくということで理解いたしました。
	それからですね、あと、報道によれば、「はあとぴあ」と「きいばす」の今の 2 か所については、それぞれ一応本年度中に完成するというふうに理解するんですか。設計だけが令和 8 年度ということではよろしいんでしょうか、2 か所。
こども政策統括幹	議長。
議長	こども政策統括幹。
こども政策統括幹	「はあとぴあ」と「きいばす」の完成、供用開始ですね。これにつきましては令和 8 年度を見据えて、今、準備を進めているというところでございます。これらの諸準備、設計も含めてですけれども、今年度から取りかかるということでございます。
6 番	議長。
議長	梅津議員。
	梅津議員、聞きたいことは、はっきりしゃべってくださいな。
6 番	はい。
議長	今、質問状にある言葉と内容とは言い方が違いますから、はっきり言ってください。
6 番	はい。今年度の 2 か所の整備構想がどのような内容なのか、大体の構想が分かれば、お聞きしたいと思います。
こども政策統括幹	議長。
議長	こども政策統括幹。
こども政策統括幹	それでは、概要等を説明させていただきます。
	まず基本計画では、美浜駅周辺のにぎわいゾーンに位置します保健福祉センターはあとぴあ、また、遊びを通してエネルギー環境を学ぶエリアとして、エネルギー環境教育体験館きいばすに、天候に左右されない遊び場を整備する方向を示してございます。
	「はあとぴあ」では、障がいの有無にかかわらず、全ての子

どもたちが利用しやすいというインクルーシブ、そういった視点での遊び場整備や、低年齢児の遊び場機能の拡充を図るとともに、なびあすや道の駅等々の連携を図ることで、安心して子育てできる空間づくりを目指していくというものでございます。

また、「きいぱす」につきましては、エネルギー環境に特化した様々な体験学習の提供と併せ、デジタル技術を活用した遊び場の新たな価値を創出するため、体育館を改修しまして、遊びと学びの相乗効果を目指すとなっております。

以上でございます。

6 番
議 長

議長。

梅津議員。

6 番

今、県内の市町の中で、昨年秋に着工しておりました小浜市に、5月1日に立派なものがオープンして、24年度には福井市、大野市が造る計画となっておりますが、美浜町内4エリアのうち、残り2エリア、五湖と山あいですね。この整備構想と、この完成時期はいつぐらいか、何か計画しておりましたら、お聞きしたいと思います。

こども政策統括幹
議 長
こども政策統括幹

議長。

こども政策統括幹。

あそび場の基本計画ではですね、町全体を遊び場として捉えておりまして、「総合運動公園付近」、また、「にぎわいゾーン」、「山あいのエリア」、「西海岸ゾーン」の4つのエリアの整備の方向性が示されております。

まず、総合運動公園付近のエリアでは、大型遊具や、ふわふわドームのほか、湖と緑を堪能できるウォーキングコースや、健康楽善拠点施設「こるぱ」などを活用し、「スポーツ」や「健康」をテーマに楽しく活動、また交流できる空間づくりを目指しております。

また、山あいのエリアでございますけれども、美浜の里の風景が一望できる小倉山山頂整備を予定としておりまして、子どもたちが遊びを通して、ふるさとの豊かな自然や歴史を体感できるよう、美浜の山をあそび場として整備していく方針でございます。

		事業化に当たりましては、上位計画、また関連計画の整合性を図りながら事業の役割や、また住民ニーズ等から、そういったことで踏まえまして優先度を整理しながら、令和15年の完成を目指して整備を進めてまいりたいと考えてございます。
6 番	議長。	
議 長	梅津議員。	
6 番	最終は令和15年度が目標ということをお聞きいたしました。ちょっと、次の質問なんですけども、施設の安全管理とかその辺を含めて、その管理面はどういうふうに考えているんでしょうか。その施設の誰か職員が管理すると。メンテナンスも含めてやっていくんやというふうな考えでよろしいんでしょうか。そこをちょっとお聞きします。	
こども政策統括幹	議長。	
議 長	こども政策統括幹。	
こども政策統括幹	屋内のあそび場、「はあとぴあ」と「きいぱす」に関しましては、そういった運営面の在り方については、今後、そういった関係者との会議とかを踏まえまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。	
6 番	議長。	
議 長	梅津議員。	
6 番	では、そこを利用される子供さんたちは、当然無料だと思いますが、有料か無料か、その辺も何か考えているんでしょうか。	
こども政策統括幹	議長。	
議 長	こども政策統括幹。	
こども政策統括幹	そういった利用料も含めてですね、今後そういった例えば子ども子育て会議であるとか、そういった場で議論をしていきたいと考えてございます。	
6 番	議長。	
議 長	梅津議員。	
6 番	それからあと、施設の構想に対する質問でございますけれども、小学校以下の子どもがいる世帯を対象に、昨年2月に行ったアンケートと、今年1・2月に子育て世代の町民とのワークショップを考慮して設計するというふうに報道されております	

こども政策統括幹

議 長

こども政策統括幹

けれども、その中に学識経験者等も含めて、何か検討されるのかどうか、お伺いいたします。

議長。

こども政策統括幹。

あそび場の基本計画策定と同様ですね、具体的な整備内容や設計等については、子どもたちや子育て世代、また専門事業者、また学識経験者等の意見を踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

6 番

議 長

6 番

議長。

梅津議員。

ちょっと、前後いたしますけれども、「はあとぴあ」を活用するということになってるんですよ。ところが、「はあとぴあ」の場所はどこら辺に造るのか。今の空間エリアを利用するのか。その辺もちょっと、また参考に教えていただければと思います。まだ全然構想は練れていないということですのでよろしいでしょうか。

こども政策統括幹

議 長

こども政策統括幹

議長。

こども政策統括幹。

「はあとぴあ」につきましては、今、既に子ども・子育てサポートセンターが設置されているということで、非常に乳幼児の保護者のそういった交流の場になってございます。そういった利点がございますし、そのほか、ふれあいホールという中央の広場もございますし、はあとホールというホールがございます。

はあとホールについては非常に保護者の方から、ああいう活用というんですか、もっと積極的にやってほしいという御要望もございますので、そういった意見を踏まえて今後、詳細を詰めていきたいというふうに考えてございます。

6 番

議 長

6 番

議長。

梅津議員。

それと、ちょっと追加で質問したいんですけども、「きいばす」では体育館を改修してやるというお話で聞きましたけども、今、インモーションとかいろんな場所として活用してますよね。

こども政策統括幹

議 長

こども政策統括幹

6 番

議 長

6 番

議 長

6 番

こども政策統括幹

議 長

こども政策統括幹

五木マラソンの待機場所とか、そういうことをやってもですね、体育館には支障はないのかどうか、今後の行事に支障はないのか、その辺もちょっと検討したのかどうか、お伺いいたします。

議長。

こども政策統括幹。

当然「きいばす」の施設としての体育館でございますので、そういったエネルギー環境教育に支障がないように、それは調整しながら進めていきたいと考えてございます。

議長。

梅津議員。

それと、もう一つ、ちょっと追加で申し訳ございません。「きいばす」の今、あの体育館ですね。あれをも活用するんですけども、旧丹生保育所、この辺を活用するという手も考えに入るんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。その辺は全然考慮してないんでしょうか。

梅津議員、今の2番の問題で、もう3回目の回答になってますので、次はもうありませんので、御確認を。

はい、了解しました。

議長。

こども政策統括幹。

屋内遊びを整備するに当たって、いろいろ保護者の方から意見等を伺いました。その中で一番大事なのは、遊具の魅力はもちろんのことなんですけども、まず子どもたちが自由に遊べるスペースが必要ですと。それと、あと保護者がくつろいで、ゆっくり子供の安全・安心を確保できる、そういったスペースが必要ですというスペースの問題を、よく保護者のほうから意見を聞いております。

それともう一つ、今回、「きいばす」にそういった遊び場を持っていくということで、1つは、魅力ある遊び場とは別にですね、その運営、どうして運営していくか、魅力ある、何度でも訪れたくなるような遊び場としては、どうすればいいのかということを踏まえますと、いろいろな施設を視察していきますと、よく言われたのは運営面の、本当に遊び場だけではなくて、

あと体験学習であるとかイベント、そういった組合せによって、そういう遊びを魅力アップにつなげていくんだという、ちょっといろいろご意見をいただいております。

そういったことを踏まえますと、まず最初申し上げましたスペースについては、旧丹生保育所は180㎡しかございません。体育館については450㎡でございます。ですので、非常に狭いということがございますし、仮に旧丹生保育所でそういった遊びを整備するについては狭いということと、もう一つは、「きいばす」との一体感、非常にそれがどうなのかなというのは思っています。

やっぱり人の動線というんですか、それも大事でございますので、「きいばす」との相乗効果を生み出す上でも一体感、そういうことを考えますと、その施設の中にあります体育館で整備するというのが一番ベストかなというふうに考えてございます。

6 番
議 長
6 番

議長。

梅津議員。

よく構想が分かりました。ありがとうございました。

次の質問に移ります。北陸新幹線開業による観光客の入込状況について質問いたします。

3月16日北陸新幹線福井・敦賀開業後、福井県がまとめた大型連休期間中の主要観光地の入込客数は、どこも昨年の同時期を上回っていると。開業効果が県内全域に広がっているというふうに報道されております。

また、観光地別には、新幹線の最終駅である敦賀市の赤レンガ倉庫は、昨年比40.7%増となったと。最も伸び率が高かったと報道されている件について、ちょっと質問させていただきます。

まず1点目でございますが、県内主要観光地10件ぐらいございますけれども、レインボーライン山頂公園は21,729人で、昨年同時期より17.2%増と言われております。

レイクセンターへの入込客数、電池推進船の乗船実績が今回の程度あったのか。また、目標入込客数に達したのかをお伺

観光誘客課長	いいいたします。
議 長	議長。
観光誘客課長	観光誘客課長。
	今年のゴールデンウィーク１０日間のレイクセンターの入込数は２，０９０人で、遊覧船の乗船者数は６８２人でした。
	昨年のゴールデンウィークの期間と比較いたしますと、来場者は約５．４倍、遊覧船の乗船者数につきましては約１．４倍となっております。
	そして、目標入込客数に達したのかというご質問でございますけれども、指定管理者からゴールデンウィーク期間中に絞った目標は立てていないと聞いておりますが、しかしながら、期間中に開催したイベントや町内各所に設置いたしました看板などによるＰＲ効果によりまして、入込数は増加しているものと考えているところでございます。
6 番	議長。
議 長	梅津議員。
6 番	入り込みの宣伝効果というんですか、久々子の道沿いには、いろんな案内看板をつけていただきましたので、あの効果もあったのかなと思っております。
	そういうことで今後とも、午前中の質問にもありましたように、一人でも多く来ていただけるように、努力していただきますよう期待しております。
	以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で、梅津議員の一般質問を終わります。
	次に、８番、辻井雅之議員の一般質問を許します。
8 番	議長。
議 長	辻井議員。
8 番	ただいまから通告に従い、私の一般質問を行います。
	先日、テレビの解説で、郵便料金の値上げが１０月から行われるということです。手紙が、今の８４円が２６円アップして１１０円、はがきも６４円から８５円に値上げされます。 スマホの普及で、手紙やはがきの通信手段は変わりましたが、

通達や書類による郵便物ではないものというのもたくさんございます。

この郵便制度は今から150年ほど前に始まっております。行政でも郵便の配達とか、いろいろな切手を使うこともありますし、その分、増税もしなければならぬ、やりくりも必要だと考えますが、町民へのサービス低下については、なってはなりません。

今回は、ふるさと納税と、その返礼に伴う美浜の特産品について一般質問を行います。

ふるさと納税についてです。

ふるさと納税の始まりは、今から18年前の平成18（2006）年に、当時の福井県知事である西川一誠さんが、都市と地方の行政収支のバランスの悪さ（地方から都市への移住に伴う税金の仕組み）を問題提起し、その是正を訴えたのがきっかけで、福井県が、ふるさと納税の発祥の源とも言えます。

お世話になった故郷への恩返しとして寄附制度がふるさと納税で、ふるさと寄附金控除の導入や、納税の返礼品にも問題が多々出ておりましたが、納税者や受納自治体にとっては、お互い喜ばしい制度となっております。

現在、このふるさと納税をサポートする大手のサイトが幾つかあり、納税の仕方、返礼品（納税額の約3割の額面）の案内やアドバイスもあるようですが、少し手数料もかかります。

返礼品については、地方の特産物に人気があり、ふるさと納税の「三種の神器は、肉・カニ・米」だそうです。

また、このふるさと納税の経済効果は、日本中で4兆円という膨大な金額です。日本にとっても、かなり大きなウエイトを占めていると思います。

最初に、町長に、この「ふるさと納税」制度について、どう思うかを質問いたします。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

ふるさと納税制度について、どう思うかという御質問をいただいたわけでございますけれども、このふるさと納税は、これ

まで返礼品の過当競争などの課題もありましたけども、本来の趣旨に沿った制度改革がなされ、被災地への支援やクラウドファンディングによる貧困支援や社会貢献など、価値観の多様性にも配慮された納税システムとして、制度化が進んできております。

このように、ふるさと納税は、納税者や寄附を受ける自治体、地場産業にとって様々なメリットがあり、その理解も進んでいることから、全国の寄附総額は年々、過去最高を更新、まだまだポテンシャルも高く、大いに活用すべきであると考えているところでございます。

町といたしましても、地場製品の魅力アップや、商品開発などの産業支援に努めているところでございまして、あわせて、納税サイトの有効活用等によります、魅力的なまちづくりや観光資源をはじめといたします、町の魅力を広く発信するなど、ふるさと納税額の拡大に向けて取り組んでいるところでございます。

こうした取組を進めることで、美浜町のファンの拡大によります、まちづくりの目標の1つ、応援したくなるまちづくり、ひいては、町の活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

8 番
議 長

議長。

辻井議員。

8 番

ただいまの町長の答弁、よく分かりました。やはり美浜町をよくしていくのに、ふるさと納税も使っていこうというような回答だと思います。

福井県が幸福度ナンバーワンになって、つながっているのも、このふるさと納税のことがあるからかもしれません。

次に、ふるさと納税の寄附件数と、その金額の数字についてお伺いします。

このふるさと納税の金額は、納税者の給与収入や家族構成によって、納税額（年間の上限）が決まってきます。この金額は自己負担額の2,000円を除いた金額になります。パソコンのふるさと納税ポータルサイトで年収や家族構成を入力すれば、

概算で納税できる上限額を見ることができます。

個人のふるさと納税の上限を知るというのも自分でできますから、簡単に見られますから、自分で収入と家族構成を入れて金額を算出するのもいいのではないかと思います。

また、税金控除を受けるためには、「確定申告」もしくは「ワンストップ特例控除制度」の適用に関する申請が必要で、それぞれに違いが発生しております。これもパソコン等で見ることが可能です。

美浜町では、ふるさと納税を担当する課は、役場の1階の産業政策課が行います。ふるさと納税の説明や美浜町の特産返礼品の案内は、戸嶋町長自ら笑顔で案内するパンフレットもあります。パンフレットは後でお見せします。

ここで、質問いたします。

美浜町のふるさと納税額については、議会の全員協議会や予算決算常任委員会で報告があります。一昨年は低調であったが、昨年度は、昨年度は過去最高額の寄附があったと聞きます。美浜町のふるさと納税の金額は、どのような数字になっているのか、お聞きします。

また、納税額の1件当たりの最高額が幾らだったのか、あわせて、どのような施策に、これから活用していくのかを、使い道について伺いいたします。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

それでは、ただいまのご質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

美浜町のふるさと納税寄附額ですが、令和3年度から令和4年度については多少減少したものの、令和5年度においては、寄附件数約1万件で、過去最高額の約1億8,400万円となっており、その年の納税1回当たりの最高額は1件70万円でした。

全国から頂きましたふるさと納税につきましては、返礼品や広告料、事務手数料等を差し引いた金額をふるさと応援基金として積み立てております。

8 番
議 長
8 番

積み立てた基金につきましては、毎年度、まちのにぎわいづくりや地域愛の醸成、将来を担う子どもたちの育成、移住・定住対策等のまちづくりの重要施策の財源として充当しており、令和5年度におきましては、集落づくりサポート事業、移住・定住促進事業、こどもの遊び場づくり事業、みはまシナプスプロジェクト事業等に約8,500万円を充当させていただいております。

今後も、納税いただいた方々の町を応援いただくお気持ちにお応えできるよう、将来に向けたまちづくり施策の財源として、計画的に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長。

辻井議員。

ただいまの課長の回答でよく分かりました。

約1万件で1億8,500万円、かなりの数字だと思います。また、使い道等については、美浜町の重点施策に使って、令和5年度は8,500万円を使うという形で、積立てもやっていくということで、よく分かりました。

やはり、1万件で1億8,500万円、やはりこの金額というのは大きいものだと思いますので、これからも納税については見捨てられないと思います。

ここで、隣の敦賀市のふるさと納税について少し調べましたので、報告させていただきます。

皆様の中にもご存じの方もいらっしゃると思いますが、敦賀市のふるさと納税額の数字を見ますと、令和4年度は、寄附件数は50万1,071件、50万件を超えております。寄附金額は87億4,880万円という87億円を超えておりまして、全国で10番目を記録しております。返礼品にはカニをはじめとした魚介類に人気があったと聞きます。

敦賀市では、ふるさと納税の使い道は、1年目で集めまして、2年目で、その使い道を計画して、3年目で、その金額を事業に展開するということでした。

テレビで、ふるさと納税の返礼品で超変わった、特別なのが

放映されていまして、ここで紹介しますと、30万円の納税で「一日町長」になれる返礼品があり、14名が体験しているとあったのには、びっくりさせられました。

次に、今後のふるさと納税の取組についてお伺いします。

このふるさと納税については、そろそろ20年を迎えようとしているので、私の考えではピークが過ぎたのではと考えます。

その要因としては、人口減少は日本中の課題であり、行政は、それに伴う税収も問題となります。年金問題、介護保険の新しい方向に向かい、地元住民の福祉の充実にもお金がかかります。

ひと昔前の日本の家庭は、平均して充実した生活で暮らしていましたが、現在は、一般家庭においても貧富の差が発生しており、数字でも表せる深刻な事態となってきました。

自分の生まれた故郷を思う心も大事ですが、実際に住む地元の余裕があつての、ふるさとへの寄附なので、余裕がなければ寄附は当然できなくなります。

ふるさと納税に関する経費についても、納税額の3割が返礼品に、その送料に1割、取扱いをするポータルサイトの手数料に1割、委託料として、その他経費1割がかかり、合計すると6割が必要経費となり、残りの4割が収入額となります。

やはり返礼品は納税者に喜びを与え、地元の産業にも結びつきます。そして、地元のPRにもつながります。4割といえども、集めたら集めただけ収入が増え、1億円の4割は4,000万円です。この収入は数字的に、かなり大きいものであります。

そこで、今後のふるさと納税の取組をどのように展開していくのかをお聞きいたします。

産業政策課長
議長
産業政策課長

議長。

産業政策課長。

それでは、ただいまの質問につきまして、私のほうからご回答させていただきます。

平成20年にふるさと納税が開始されて以来、地方にとっては財源確保や地域経済の振興、知名度向上や交流人口の拡大など相乗効果をもたらしている一方、返礼品競争の過熱化による

8 番
議 長
8 番

返戻率の上昇や、域内以外の商品返礼品問題など、全国的に課題が浮き彫りとなっております。

こうした課題を踏まえまして総務省では、地場産品基準と寄附金のうちの返礼品や送料、事務費等を含んだ総額を寄附額の5割以下にするというような、令和5年の10月から基準を減額したところでございます。

全国の寄附額につきましては年々増加しておりまして、令和4年度では約9,654億円となっております、しかし、寄附が可能な納税額の約2割程度というふうに聞いております。こういったことからまだまだ伸びていく要素があるというふうに言われております。

町では、ふるさと納税を増やす取組みとして、全国シェアの約90%となります、ふるさと納税4大ポータルサイトへの掲載を始めまして、新たな返礼品の開拓や拡充などに取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き全国へ、町や地場産品の魅力を積極的にアピールするとともに、寄附金を財源として取り組んでいる町のにぎわいづくりや集落活性化の推進といった、納税者の理解と賛同を得られるような寄附金の使い道についてもPRし、新規の寄附者の取組につなげていきたいと考えてございます。

以上です。

議長。

辻井議員。

これからの展開について、よく分かりました。やはり美浜町のために、まだまだ納税の制度を活用していけたら、一番簡単に寄附が集まるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願います。

美浜町には、美浜町出身者で組織する東京美浜会や関西美浜会もあり、交流は続いております。会員の家族や知り合い、また、会社でのつながりや、つながりの交流があり、これらを通じて一口でも件数を増やすことに継続が繋がると思います。また都会に出ている人の子供や孫にも継承する必要があるのではないかと考えます。

次に、美浜町の特産品について質問いたします。

ふるさと納税の返礼品としての特産品、これは欠かせません。

都会に移住した納税者は、小さい頃、育ったふるさとへの思いもあり、ふるさとの思いから懐かしい返礼品を手に入れることを目的とした、ふるさと納税もたくさんあると思います。

今日ここに、ふるさと納税のパンフレットを持ってきましたので紹介します。カメラとモニターもありますので、ちょっと映します。もしアップできれば、これをアップしてください。議員の皆さんには先ほど渡しておきました。いいですよ、これで。はい。

それでは、ここのパンフレットです。美浜町のふるさと納税パンフレット、福井県も書いてあります。これが美浜町のふるさと納税のパンフレットであります。

パンフレットの表紙につきましては、「味」「人」「風景」となっております。「祭り」「行事」も掲載しております。

まず、この表紙をめくっていただきますと、美浜の特産である「へしこ」が出てきます。大きいへしこです。この写真、随分前から何回も使っているものでありますけれども、一番のメインとするところの「へしこ」であります。

「へしこ」と言えば、美浜の感は、地元の人にはありますが、思っている程度ではない実感も存在します。随分前にも、私も「へしこ」についての一般質問をしたことはあります。

やはり食べ物は、口に入れて第一は、おいしい食感が一番です。へしこは発酵食品で、癖のある食べ物で、好き嫌いな人はあると思います。初めて食べるのが、おいしいと言っていたければ申し分はありません。生産者もいろいろ工夫を重ね、今の美浜のへしこを作り出しました。調理メニューやレシピにも工夫が見られ、小学校でもサワラのへしこを商品化させております。

私も、へしこの頭文字を使って、へしこをPRしたこともあります。へしこの「へ」はヘルシーの「へ」で、健康食品ペプチド成分の含有は、大学の研究でも認められております。「し」は、しょっぱい味覚、「こ」は、焼くと香ばしい味となり、自

分なりに語呂合わせをしたこともあります。

次に、パンフレットの「へしこ」の欄、次をめぐっていただきますと、このようになります。これは美浜町の特産品であります。町長自ら笑顔で返礼品を紹介しております。

先ほど言いましたけども、福井県も、美浜町にも特産品の三種の神器があります。カニは「越前ガニ」、肉は「若狭牛」、米は福井県の新ブランドの「いちほまれ」と、三種の神器がそろっております。地元の早瀬浦もありますが、本数制限が気になる場所でもあります。

敦賀市の返礼品業者は約60社あり、カタログを見ると、やはり選ぶ楽しみもあり、商品説明も載っており、大変見やすい構成となっているので、美浜町も学ぶべきところはあるのではないかと思います。

ここで質問します。

美浜町での返礼品の取組をしている業者は何件ぐらいあり、納税者への対応や、納税サポートサイトとの間で問題はないか、お伺いいたします。

産業政策課長
議 長
産業政策課長

議長。

産業政策課長。

ありがとうございます。町内で農産林水産物を中心に様々な商品を取りそろえた事業者が、令和6年の5月現在でございますが、65件登録されてございます。

寄附者への対応についてですけれども、町の担当者をはじめ、ふるさと納税ポータルサイト等におきまして、問合せなどコールセンター業務、寄附者への申込み受付から返礼品販売事業者との連絡調整、掲載サイトにおける返礼品の見せ方など、プロモーション業務や寄附後の一連の手続など、丁寧に対応しているところでございます。

これまで大きなトラブルもなく運営しておりまして、今後も事業者の意識向上、返礼品のブラッシュアップの継続、新規返礼品の増加に取り組み、新たな美浜町のファンを増やし、寄附額の増加に努めていきたいと考えております。

以上です。

8 番
議 長
8 番

議長。

辻井議員。

美浜町でも 65 件あるということで、敦賀と匹敵するはずで
す。逆に 5 件ほど多いみたいです。

返礼品につきましては特産物ありますから、町の産業にもつ
ながってくるものだと思いますし、それぞれの特産品、品切れ
等が発生してですね、納税者に迷惑かかるといけませんので、
この辺は十分気をつけていただきたいと思います。

最後の質問になります。

先ほどの返礼品にも農産物がありますが、近年、美浜町でも
ハウス栽培業者が増えています。山上産業団地にも新しいレタ
ス栽培をする施設の建設が、このほど始まりました。

従来から無農薬のフリルレタスや、ミニトマトや、ハマベリ
ーのブランドいちごも返礼品となっております。また、ハウス
キュウリやイチジクの栽培も行われております。

これらのハウス栽培生産者に対して、町でも支援しておりま
すが、国や県も含め、どのような助成があり、どのように使わ
れているのかをお伺いいたします。

産業政策課長
議 長
産業政策課長

議長。

産業政策課長。

町では、平成 27 年 3 月に策定しました第 1 次美浜町農業基
本計画に基づき、儲かる農業の一環としまして、園芸振興に力
を入れてきております。

本計画に基づき施設園芸農家への支援策として、ハード面では
新規就農者、認定農業者、営農集団等に対し、園芸ハウスの
導入であったり、規模拡大に係る機器、施設の導入の補助を行
うとともに、ソフト面では、認定農業者に対して先進型ハウスの
導入に伴う新規雇用への支援も行っているところでございます。

また、町外からの新規就農者に対しては、住宅家賃の補助や、
農業人材育成拠点施設を活用した人材育成等、国・県の支援に
加えまして、町としても手厚い支援を行っております。

これらの支援等によりまして、施設園芸農家においては財政

8 番
議 長
8 番

的負担軽減や、栽培力の強化等が図られまして、主な成果としましては、園芸ハウスが平成27年度からは、これまでに78棟増加しておりまして、約2.9倍となっております。面積では約2万3,000㎡増加しております。

これによりネギ、トマト、キュウリ等の園芸作物の販売額におきまして、平成27年度の売上げが約2,000万円であったのに対し、令和4年度末では3億2,000万円を超える額となり、支援の成果が着実に出てきているというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長。

辻井議員。

よく分かりました。支援につきましては、規模を拡大する園芸ハウスというのに充てられて、数も増えておるということで、生産品も現在では3億2,000万円という、3億を超える売上げがあるということは、効果が出ているのではないかと思います。

町内にビニールハウスが、今言いました園芸ハウスが至るところで、たくさん見えるようになりました。それに大型化もしております。露地栽培と違い、生産物の収穫には確実性がありますが、やはり設備投資や電気代等のそれなりの経費がかかります。生産者にとっては、これが負担になってきます。それを補助していくのがこの制度だと思います。

獣害が及ぼす心配は要らないと思いますけども、逆に確実な収穫があるんですから、収穫時には大変な労働が伴うんじゃないかと思います。この辺のところも町はバックアップして、成功できるようにお願いしたいと思います。

これからの農業政策への対応は、6次産業にもつながると考えます。また、地区では、まちおこしでレモンや、変わったところでアーモンドの栽培を行っている区もあります。道の駅等も含め販路の拡大や、ふるさと納税の返礼品の拡大にも大きく協力していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議

長

以上で、辻井議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

なお、明日6日木曜日は、午前10時から予算決算常任委員会を開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会宣言 午後 2 : 09)

令和6年第2回美浜町議会定例会会議録(第3日)

招集年月日	令和6年6月21日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和6年6月21日 午前10時6分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 本間 博美			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	住民環境課長	川尻 宏和
	副町長	西村 正樹	健康福祉課長	山本 英子
	教育長	加藤 浩	観光誘客課長	渡辺 強
	総務課長	丸木 大助	産業政策課長	武田 喜孝
	こども未来課長兼 こども政策統括幹	伊藤 善幸	土木建築課長	今井 健二
	防災・技術統括幹	山田 将之	上下水道課長	瀬戸 慎一
	まちづくり推進 課長	片山真一郎	教育総務課長	西野 文隆
	エネルギー政 策課長	上野 和行	生涯学習推進課長	馬野 さおり
	会計管理者兼 税務課長	浜野 有美		

令和6年第2回美浜町議会定例会会議録(第3日)

町長提出議案 の 題 目	[議案]			
	○ 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について)			
	○ 専決処分の承認を求めることについて(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)			
	○ 専決処分の承認を求めることについて(美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について)			
	○ 令和6年度美浜町一般会計補正予算(第1号)			
	○ 令和6年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)			
	○ 令和6年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算(第1号)			
	○ 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算(第1号)			
	○ 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について			
	○ 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について			
議員提出議案 の 題 目	○ 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について			
	○ 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について			
	○ 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について			
	○ 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定について			
	○ ローイングのまち美浜推進特別委員会の設置について			
	議事日程			
	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
	会議録署名議員の氏名			
	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	6番	梅津 隆久 議員	7番	河本 猛 議員

令和6年第2回美浜町議会定例会議事日程(第3日)

開議日時 令和6年6月21日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

- | | | | |
|-----|----|----------------|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 日程第 | 2 | 議案第 36 号 | 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）
(討論・採決) |
| 日程第 | 3 | 議案第 37 号 | 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
(討論・採決) |
| 日程第 | 4 | 議案第 38 号 | 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
(討論・採決) |
| 日程第 | 5 | 議案第 39 号 | 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第1号）
(討論・採決) |
| 日程第 | 6 | 議案第 40 号 | 令和6年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
(討論・採決) |
| 日程第 | 7 | 議案第 41 号 | 令和6年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第1号）
(討論・採決) |
| 日程第 | 8 | 議案第 42 号 | 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）
(討論・採決) |
| 日程第 | 9 | 議案第 43 号 | 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決) |
| 日程第 | 10 | 議案第 44 号 | 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決) |
| 日程第 | 11 | 議案第 45 号 | 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決) |
| 日程第 | 12 | 議案第 46 号 | 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決) |

日程第 13 議案第 47 号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(討論・採決)

日程第 14 議案第 48 号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定について

(討論・採決)

日程第 15 発議第 1 号 ローイングのまち美浜推進特別委員会の設置について

(質疑・討論・採決)

日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第 17 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 18 産業厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 19 議員派遣について

議 長

本日は、全員出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:06)

議 長

ただいまより、令和6年第2回美浜町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長、及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お配りした日程のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

6番 梅津隆久君

7番 河本 猛君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

次に、日程第2 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）から、日程第14 議案第48号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定についてまでを一括して議題といたします。

去る6月3日、各常任委員会に審査を付託いたしました議案の審査結果報告を各委員長に求めます。

まず、予算決算常任委員長より報告を求めます。

中牟田予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長

ただいまから、予算決算常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年6月6日午前9時56分から、美浜町議会全員協議会室において、委員12名及び議長の出席の下、本委員会を開催し、6月3日に本委員会に付託されました議案4件の審査を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求めました。また、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第 39 号 令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）。

総務課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

議会費から総務費

質疑、人事評価制度見直しに関わる委託料について、どのような改善を行うのか。

回答、今年度から会計年度職員にも勤務手当が支給されるなど、新たに評価シートが必要となる職もあることから、この機会に一般職員を含め、全体的に評価制度を見直すものである。

質疑、庁内のパソコンを更新するとあるが、基本的な構想について伺う。

回答、業務システムの更新に合わせてパソコンの無線化、モバイル化を図り、職員の働き方改革と業務の効率化を進めていく。

質疑、シナプスプロジェクトの交流センター宿泊施設の規模はどのくらいか。

回答、施設 2 階に簡易宿泊機能を設け、3 部屋で最大 12 人が宿泊可能である。

質疑、太陽光蓄電池設備導入促進補助の対象件数はどのくらいを見込んでいるのか。

回答、5 件を想定している。

質疑、ナトリウム灯から LED 灯に替えるとあるが、公害等について検証済みなのか。

回答、遮光板を設置する予定である。

民生費から商工費

質疑、敬老会助成金について、敬老会を開催する場合の補助において、欠席者の扱いをどう判断するのか。

回答、申請時に対象者数を区から提出してもらう際には、欠席者分も踏まえて計算することになるが、結果的には実績値で支払いを行う。

質疑、敬老会を町で開催してはどうか。

回答、地域コミュニティ醸成の一環として、高齢者が社会参加しやすい在り方を地域で考えていただきたい。

質疑、レイクセンター運営費の算出方法を伺う。

回答、基本協定書の規定に基づき、DMOと協議し、必要な経費を算定した。

質疑、人件費や事務経費等の確認はしているのか。

回答、確認はしている。4月1日から12月31日までの運営と引き継ぎの上で必要な経費である。

質疑、鯖サミットとはまなびフェスタを同日開催とした理由は何か。

回答、美浜の産業を遠方から来場者に知ってもらうためである。

質疑、いきいき農業サポートプランで、中古器具は対象外なのか。

回答、規定上対象外とは定めていない。

質疑、新規就農者政策で、女性は資格や年齢等の基準はあるのか。

回答、新規就農者、または認定農業者を対象としている。

質疑、今回の補助対象とする新規就農者と認定農業者は何名か。

回答、新規就農者は2名、認定農業者は1名である。

土木費から教育費

質疑、ボート部以外の部活動地域移行は予定どおりか。

回答、令和8年度の移行を目指したい。

質疑、町道笹田・苧線道路改良工事とは何か。

回答、久々子湖岸の防護柵設置工事である。

質疑、町道駅前線道路改良工事について伺う。

回答、道路の拡幅工事で、令和6ないし7年度は用地買収、工事は令和8年度以降となる。

議案第40号 令和6年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第41号 令和6年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第1号）

土木建築課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第42号 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第39号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第1号）は、賛成多数をもって承認することに決しました。

議案第40号 令和6年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第41号 令和6年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第42号 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午前11時59分、本委員会を閉会しました。

これをもって、予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長

質疑なしと認め、予算決算常任委員長の報告を終わります。

次に、総務文教常任委員長より報告を求めます。

上道総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長

ただいまから、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年6月10日、午前9時57分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席の下に本委員会を開会し、6月3日に本委員会に付託されました議案4件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長、及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る6月3日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）

質疑、今回の定額減税措置費用として約 7, 200 万円計上されているが、これはソフト等、システム改修費用も含まれると思うが、令和 6 年度が終われば費用をかけてシステムは元通り修復するのか。

回答、今回の計上した予算は 1 年限りの定額減税に対応するシステムであり、その後に修復は要しない。

議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

質疑はありませんでした。

議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）。

質疑、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等とは、要するにナンバーのことか。

回答、そのとおりである。

議案第 43 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、特殊勤務手当とは、異常な自然現象、大規模な事故による重大な災害が発生するおそれがある現場の巡回、監視、応急作業等と記載されているが、この発生するおそれがある現場の判断基準があるのか。また誰が判断するのか。

回答、具体的な基準はないが、重大な災害が発生するおそれのある場合において、災害発生予想箇所への巡回や応急処置を必要とする現場等において、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務が生じているかなど、具体的な業務判断しながら対応したいと考えている。また、最終的には町長権限となるが、事務決裁規程による対処とする。

質疑、職員の安全確保の観点から、災害現場における特殊勤務手当の明確な判断基準はつukれないのか。

回答、今回の特殊勤務手当というのは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務を与え、給与上特別の考慮を必要とする場合に支給されるもので、現場に行く危険度合

い等を判断し対応したいと考えている。

質疑、災害対策本部で危険な場所と判断した場合に、担当課職員が巡回する際には、巡回者は災害時に派遣された等の経験者に特化するのか。

回答、過去に実績のある職員か否かが支給の対象となるのではない。災害時には全職員に招集をかけるが、それぞれの班ごとに役割がある。その班の役割や業務の内容に応じて特殊勤務手当の対象となるかどうかを判断したいと考えている。

質疑、職員の働き方改革が進められているが、時間外管理等、オーバーワークとなっていないか。労務管理についてお聞きする。

回答、各職域ごとの時間外勤務の状況を把握し、組織体制の整備を行うとともに、業務の見直しやグループ制の導入により、一定の職員に仕事が集中しないよう対策を講じ、令和6年度の新体制をスタートさせたところである。

質疑、管理職手当の支給月額の限度額の引上げで、給料月額の100分の25を超えない範囲となっている理由は。

回答、管理職手当について、これまで国や県の基準より低い100分の15の設定となっていたが、このたびの改正により、国県の基準に合わせ100分の25を超えない額と改正するものである。条例においては、手当の上限を定め、詳細については規則で定めるものである。

質疑、職員の特殊勤務手当の上限額について、従事した業務1日につき3,300円と設定した根拠は何か。

回答、一般災害等における巡回監視や応急作業については、1,000円程度の手当を想定しているが、国の原子力災害時の手当については最高3,300円が規定されている。災害はあつてはならないが、美浜町の場合、原子力発電所の立地地域であることから、国の基準等に基づく3,300円を上限額に定めたものである。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、全員賛成をもつ

て承認することに決しました。

議案第３７号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第３８号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第４３号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前１０時３１分、本委員会を閉会いたしました。

議長

以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長

質疑なしと認め、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員長より報告を求めます。

河本産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長

ただいまから産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和６年６月１２日、午前９時５７分から、美浜町議会全員協議会室で、委員７名及び議長の出席の下に本委員会を開催し、６月３日に本委員会に付託されました議案５件についての協議を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る６月３日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された経過と結果を報告します。

議案第４４号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、平成１１年厚生省令第３８号の一部改正に伴い関係規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するというものであります。

介護支援専門員１人当たりの取扱件数を見直し、指定居宅介護支援事務所ごとに１以上の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準については、要介護者数に要支援者数の３分の１を乗じた数を加えた数が４４、またはその端数を増すごとに１とする。また、事業者間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムを活用し、かつ事務職員を配置している場合においては、要介護者数に要支援者数の３分の１を乗じた数を加えた数が４９またはその端数を増すごとに１とするというものであります。

また、管理者が兼務できる事務所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内の事務所ではなくても差し支えないとするものであります。

また、身体的拘束等の適正化の推進として、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定すること、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるものであります。

また、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングについて、要件を設けた上で、訪問に替えて、テレビ電話装置などによる実施を可能とすることなどが主な改正内容であります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第４５号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、平成１８年厚生労働省令第３７号の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するというものであります。

指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の事業所指定を受ける場合の人員配置については、事業所ごとに１以上の委員数の介護支援専門員を配置、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者の配置、

やむを得ない場合は、介護支援専門員、専従の管理者の配置、同一の事業所のほかの職場に従事する場合や管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合は除くなど、介護支援専門員等の配置を規定するものであります。

また、身体的拘束等の適正化の推進として、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定すること、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるというものであります。

また、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングについて要件を設けた上で、訪問に代えてテレビ電話装置等による実施を可能とすることなどが主な改正内容であります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第46号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、平成18年厚生労働省令第34号の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するというものであります。

管理者の兼務範囲の拡大として、管理者が兼務できる事業所の範囲については、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内の事業所等でなくても差し支えがないこととするというものであります。

また、身体的拘束等の適正化の推進として、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定すること。身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけること。多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のため委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務づけるものであります。

また、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務づけることについては、事業者が自ら委員会を設置するものであります。

そのほか、医療機関と実効性ある連携体制を構築するため、医師等が常時相談対応を行う体制を確保していることなどの協力医療機関指定のための要件等を規定するというのが主な改正内容であります。

す。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に議案第４７号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、平成１８年厚生労働省令第３６号の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するというものであります。

主な改正内容は、先ほどの議案第４６号と同様に、管理者の兼務範囲の拡大、身体的拘束等の適正化の推進、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけ、協力医療機関との連携体制の構築などの規定整備が主な改正内容であります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第４８号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定については、美浜町産業団地事業特別会計減債基金の処分に伴い、関係規定を廃止したいというものであります。

減債基金とは、自治体が借りたお金の返済のために必要な資金を積み立てる基金のことです。

今回、産業団地の整備に伴う福井県からの借入れを全額返済したことにより、減債基金を処分したというものであります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前１１時、本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

産業厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの報告に対し質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

以上で、委員長報告を終結いたします。

これより、討論を行います。

議案第３６号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議	長	討論なしと認めます。 これから議案第３６号を採決いたします。 本件に対する委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。 （賛成者起立）
議	長	起立全員であります。 よって、議案第３６号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、委員長報告のとおり可決されました。 議案第３７号について、討論はございませんか。 （なしの声あり）
議	長	討論なしと認めます。 これから議案第３７号を採決いたします。 本件に対する委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。 （賛成者起立）
議	長	全員起立であります。 よって、議案第３７号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、委員長報告のとおり可決されました。 議案第３８号について、討論はございますか。 （なしの声あり）
議	長	討論なしと認めます。 これから議案第３８号を採決いたします。 本件に対する委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。 （賛成者起立）
議	長	全員起立であります。 よって、議案第３８号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、委員長報告のとおり可決されました。 議案第３９号について、討論はございませんか。

河本議員。

河本 猛です。私はただいま討論の対象となっております議案第39号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第1号）に対し、反対する立場から討論を行います。

令和6年度美浜町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ14億5,976万3,000円を追加し、総額を91億4,418万3,000円とするものです。

議案の中には、総務費、民生費、農林水産業費、教育費などの事業で必要を認める事業予算があります。しかし、これまで一貫して反対してきた電池推進遊覧船レイクセンターの運営費として2,332万円の予算が計上されています。

レイクセンターは指定管理料なしで運営するということが約束されたものでしたが、去年は2隻目の配置が遅れたことを理由に、電池推進遊覧船の運航負担金570万円が計上されました。

指定管理者の管理運営事業計画書では、指定管理初年度は観光船1隻での運営を想定するとの記載があり、500万円程度の損失となることが想定されていたので、運行負担金を支払う根拠はなく、行政からの赤字補填にしか見えないので反対しましたが、指定管理者の令和5年度の運営赤字は、運航負担金570万円を加えても赤字になることが想定されます。

今回、指定管理者の申出により、12月末日をもって指定管理の取消しが決まっているということで、次の事業者に引継ぎが決まるまでの間、必要な運営費として2,332万円が必要となるということですが、予算決算常任委員会の理事者側の答弁では2,332万円の根拠が明確になりませんでした。

人件費や事務費などの大まかな区分けすら明らかにならないものを認めることはできません。

指定管理者とは、地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度でありまして、レイクセンターの運営赤字は指定管理者の運営責任だけではないと考えています。

そもそも、レイクセンターの再開計画は、エネルギー構造高度化転換理解促進事業の補助金が使える電池推進遊覧船の造船ありきで

進んできた箱物であり、当初から浦見川を通る船の構造、観光誘客に必要な動線の問題、誘客リサーチの面で想定が甘いことなどが指摘されていました。

浦見川を通る船の構造としては、以前のジェットクルーズ船のほうが適していました。これまでも事業者が撤退してきた経緯がありながら、失敗の反省がないことが甘い想定につながっていると考えていましたし、赤字になることは目に見えていました。

巨額の造船費や施設建設費を投入した以降も、維持管理費などで税金を無駄に食い潰す典型的な箱物事業になると予想してきたから、一貫して反対してきたわけですが、今回、大幅な赤字予想、指定管理者の撤退、想定外の運営費などが次々と出てきています。

今後も誘客が見込めない。黒字化が難しく、電池推進遊覧船とレイクセンターを誰が引き継ぐのか。先行きは暗く、全く見通せません。

様々な理由をつけて運航負担金や運営費、看板の設置、魅力アップ事業など、無駄な箱物にジャブジャブ予算を投入しても税金が無駄になります。

そもそも国の補助、税金を使った整備で、個人の懐には影響しませんし、甘い想定しかしていないんだから、赤字になるのは当然で、利益の出ない赤字を垂れ流す施設を民間事業者が運営できるわけがありません。

運行開始から１年で指定管理者が撤退する事態になっても、税金を投入して船の運航を続ける。こんなことを認めているから、行政も何の反省もしないままレイクセンターの事業を続けるんだと思います。

行政は、指定管理者が撤退に至った経緯も含めて、利益を上げることが難しい無駄な箱物をつくったことを反省すべきです。

納税者である町民は、納めている税金が無駄なものに使われていることを許してはくれません。

私は無駄に税金を浪費するレイクセンターはやめるべきだと考えるので、本議案を認めることはできません。

以上、議案第３９号に反対する理由を述べ、反対討論を終わります。

議	長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 39 号を採決いたします。 本件に対する委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)
議	長	起立多数であります。 よって、議案第 39 号 令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。 議案第 40 号について、討論はございませんか。 (なしの声あり)
議	長	討論なしと認めます。 これから議案第 40 号を採決いたします。 本件に対する委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)
議	長	起立全員であります。 よって、議案第 40 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。 議案第 41 号について、討論はございませんか。 (なしの声あり)
議	長	討論なしと認めます。 これから議案第 41 号を採決いたします。 本件に対する委員長報告は可決です。 委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)
議	長	起立全員であります。 よって、議案第 41 号 令和 6 年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。 議案第 42 号について、討論はございませんか。 (なしの声あり)
議	長	討論なしと認めます。

		これから議案第４２号を採決いたします。
		本件に対する委員長報告は可決です。
		委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
		(賛成者起立)
議	長	起立全員であります。
		よって、議案第４２号 令和６年度美浜町下水道事業会計補正予算（第１号）は、委員長報告のとおり可決されました。
		議案第４３号について、討論はございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	討論なしと認めます。
		これから議案第４３号を採決いたします。
		本件に対する委員長報告は可決です。
		委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
		(賛成者起立)
議	長	起立全員であります。
		よって、議案第４３号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。
		議案第４４号について、討論はございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	討論なしと認めます。
		これから議案第４４号を採決いたします。
		本件に対する委員長報告は可決です。
		委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
		(賛成者起立)
議	長	起立全員であります。
		よって、議案第４４号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。
		議案第４５号について、討論はございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	討論なしと認めます。
		これから議案第４５号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第４５号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第４６号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第４６号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第４７号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第４７号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第４８号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第４８号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、日程第１５ 発議第１号 ローイングのまち美浜推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について、提出者 河本 猛君に趣旨説明を求めます。

河本 猛君。

7 番

発議第１号 ローイングのまち美浜推進特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、美浜町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和６年６月２１日提出。美浜町議会議長 川畑忠之様。

提出者、美浜町議会議員 河本 猛。

賛成者、美浜町議会議員 上道正二。

ローイングのまち美浜推進特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、ローイングのまち美浜推進特別委員会を設置するものとする。

記

１．名称 ローイングのまち美浜推進特別委員会。

２．設置の根拠 地方自治法第１０９条及び美浜町議会委員会条例第５条。

３．目的 ローイング競技の発展と理解促進、漕艇場の国際化を推進する。また、町民とともに、ローイング王国福井の礎を築いてきた先駆者、先駆的議会として調査研究を行う。

４．委員の定数 １３人。

５．構成員 議長を除く議員。

6. 設置期間 本委員会は、閉会中も調査活動ができることとし、議会において目的達成を議決するまで継続する。

補足でございますけども、議会にとってローイング競技は町民ともに、ローイング王国福井の礎を築いてきたものであり、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域振興につなげるための政策的意義を持った議会活動です。

今後ますますのローイング競技の発展と理解促進、漕艇場の国際化を推進するためには、伝統的に培ってきたローイング競技に関する議会活動の意義を明確にする必要があると考え、特別委員会の設置を求めたものであります。

競技の発展のためには、選手だけではなく、見て楽しむ、関わりを持って楽しむ、子供、現役世代、高齢者の幅広い年齢層で、それぞれの楽しみ方をつくっていく必要があります。

議会はそれらのことを考え、政策実現していくことができますし、ローイングのまち美浜、ローイング王国福井の礎を築いてきた先駆的議会でありますので、議員各位には特別委員会を設置して、ローイング競技の発展と理解促進、漕艇場の国際化を推進していただきたいと思います。ぜひ御賛同をよろしくお願いいたします。

議長

提案理由の説明は終わりました。

本案について、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認め、採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

特別委員会の設置が決定いたしましたので、この後、休憩中に、ローイングのまち美浜推進特別委員会を開会し、正副委員長の互選を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

(休憩宣言 午前 10 : 54)

(再開宣言 午後 11 : 00)

議長

再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

先刻の休憩中にローイングのまち美浜推進特別委員会が開会され、委員長及び副委員長の互選を行っておりますので、この際、結果を報告いたします。

委員長に、河本 猛君、副委員長に上道正二君が互選されました。これにて報告を終わります。

続きまして、日程第 16. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

続きまして、日程第 17 総務文教常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長から所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

続きまして、日程第 18 産業厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

産業厚生常任委員長から所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調

査とすることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

続いて、日程第19 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、お配りしましたとおり、派遣することにしたと思います。

ただし、緊急を要する場合には議長において決定したいと思います。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お配りしましたとおり、派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程全部が終了いたしました。

これをもって、令和6年第2回美浜町議会定例会を閉会いたします。

(閉会宣言 午前11:04)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

美浜町議会議長 川畑 忠之

署名議員 梅津 隆久

署名議員 河本 猛